

第一節 邦楽科設置問題

昭和二十四年五月の学制改革にともない、東京音楽学校は東京芸術大学音楽学部に移格した。しかし明治時代から選科、本科とその存続を堅持してきた邦楽は、科としての設置を見送られた。邦楽科設置の是非が学内外諸方で論駁される中、同年八月二十四日に内閣承認を経、一年後の昭和二十五年四月、邦楽科は増設された。

本節では、邦楽科設置が一年遅れで開設の運びとなった経緯について取り上げる。おもな出典は、本校所蔵の記録文書のほか、国立国会図書館、文部科学省、吉川英史本学元教授所蔵の資料、新聞、雑誌、書籍などである。一、「学内関係資料」、二、「学外関係資料」の二部構成とする。

一 学内関係資料

昭和二十一年

九月三日

教授會議事

昭二一、九、三 10～14・30終了

(一、五、略)

六、新學期における教科目と時間割の配當(別表第二)

○邦楽科は分教場に於て授業をする。

七、時間割の説明

(略)

邦楽科は分教場にて技術の勉強をする。学科は本校で授業をする。

教授會記錄

学校長挨拶要旨

(略)

一、邦楽科の問題は後日の宿題として案を作る。実行委員の廢止論は不適當である。

(手書き)

(昭和二十一年度 議事録 教務課)

昭和二十二年

五月二十二日

議事録

22 V / 22、12・30—13・30

(一、三、略)

學校改革案

(略)

註 邦楽科は審議未了につき保留

(略)

(手書き)

(昭和二十二年度 議事録 教務課)

六月十九日

議事録

昭22 VI / 19 12・30—15・00

(略)

音樂大學案

昭、22、VI、19

一、本大學に左の學部を置き、各學部に左の學科を置く。

(略)

○邦樂部——能樂科、箏曲科、長唄科

(略)

邦樂部(案)

(審議保留)

(手書き)

(昭和二十二年度 議事録 教務課)

昭和二十三年

六月六日

〔東京音樂學校邦樂科、在校生、卒業生一同の意見書〕

時下益々御清昌の段賀し申し上げます。

陳者、貴下御多忙中とは存じ乍ら、左記の通り私達の希望を申し述べ度く此の段御願ひ申し上げます。

殿

記

既に東京美術學校と、東京音樂學校より提出された芸術大學設置申請書は、大体に於て合議の上で作製されたものであるが、其内音樂部に関する限り、音樂學校長の殆ど個人的な主觀によつて作られた部分がある事を、私達は非常に遺憾に思ふと同時に私達の主張を申し述べて、各位の御批判を乞ふ次第である。

問題は邦樂が學部の内に置かれず、邦樂研究所として取^とはれてゐることである。右は、學校長の独断で、これ迄幾度か開かれた大學案の審議をなすべき教授会に於ては永い間全然審議せず、最近に至

り校長の意見として述べられたが、邦樂關係の教官及び卒業生在校生は凡て之に反對してゐるにも拘らず強引に提出された独裁的な案に過ぎない。

學校長が研究所案を主張された理由の根本は、邦樂は發展性の無いもの、將來に於て消滅さすべきもので、單に古典として保存すべきものとの主觀に基くものであり、現在の邦樂には、理論と技術とが併行してゐないから、學部に於て教育する丈の價值が無いと云ふのである。併し私達の考では、校長の云はれる様に、今すぐ滅亡すると云ふ主觀的断定に依つてその方向に追込んでしまふことや、洋樂の要素をも取入れて新しく作曲された邦樂を、邪道であり價値の無いものであるとして發展性を無視する事は余りに偏見であり、又理論と云ふ点については、現在体系づけられていないからこそ、邦樂人に教育が必要なのであると信ずる。

そして邦樂の發展と云ふことは、邦樂の各種類及流派の間で互に交流し合ひ更に進んで洋樂とも交流し西洋の理論も研究し、一方高い教養を身につけ人間を作ることによつてこそ可能なのであり、それには研究所の如き懷古的、保守的機關に於てでなく、大學の如き時代と併行して進展する教育に於てのみ、最高の効果が得られるのであると確信するのである。又この教育により、すぐれた演奏家のみならず、邦樂の理論家、作曲家、評論家、教育家を得たいと念願するのである。又校長の云はれる研究所は、邦樂一般の調査研究機關として將來學部の他に設けられる事は、邦樂の研究に取つて重要なことであるが、それは飽く迄學問上のことであり、その研究自体が芸術としての邦樂の發展に、直接貢獻するものであるかの様に考

へることは、學問と芸術を混同した議論である。邦楽の學問の向上には、研究所は必要であるが、それは邦楽の芸術的發展には極めて間接的な効果しかない。理論が出来て芸術が生れるのではなく、芸術が生れて、理論がそれを説明するのである。

芸術の發展には、理論の究明より何よりも、芸術家の人間を作ることが最も大切である。そこに教育の必要性が考へられる。

従つて我々は研究所の外に學部の教育を主張するものであるが、万一、予算の關係でいづれかを取捨てねばならぬとすれば、研究所の方は後廻しにすべきであると思ふし、或は両方を併置して予算を切りつめる方法を考へてゐる。この点の詳細は別に説明したい。各位の御一考により、私達の希望を、是非共実現して頂き度と思ふ次第である。

昭和二十三年六月六日

東京音楽學校・邦楽科

卒業生 一同
在校生

〔謄写版・手書き〕〔「芸術大学邦楽科設置問題資料」吉川英史蔵〕

七月十日

〔連合国最高司令官總司令部 (GHQ/SCAP) 民間情報教育局
(Civil Information and Education Section) の報告書〕

Circulation (手書き)

R.E.S-T-R-I-C-T-E-D

10 July 1948 T. H. McGrail

Education Div.

Mr. F. Ejima, Interpreter, and 2 students
of the Tokyo College of Music; Mr. McGrail
of CI&E

Status of Japanese Classical Music

1. Mr. Ejima stated that the Tokyo College of Music is the only government higher school teaching Japanese classical music. It has also a department of western music.

2. It appears that in planning for university status, Mr. Komiya, the director, resolved to relegate the classical music department to the status of a historical research institute for ancient music and prepared plans for submission to the Chartering Committee without consulting the professors in that division.

3. These teachers protested to Mr. Hidaka of the Ministry of Education, who is said to have upheld the action of Mr. Komiya. A similar protest lodged with the Cultural Committee of the Lower House of the Diet resulted in arrangements for a meeting of all parties concerned in the controversy.

4. Undersigned stated that since only one side of the story had been heard, the views of the Ministry of Education would be requested for information purpose. He added that the matter seemed purely local and one that should be settled at the proposed meeting of the persons concerned.

Thomas H. McGrail
Colleges Officer

Summary: Proposal to eliminate department of classical music at Tokyo College of Music has stirred up a controversy that may be settled at a meeting of all concerned, called by the Cultural Committee of the Lower House of the Diet.

R-E-S-T-R-I-C-T-E-D

(タイプ) (TGHQ/SCAP Records Sheet No. CIE (A) -06010, 国立国会図書館
憲政資料室蔵 原本はアメリカ国立公文書館蔵)

八月十日

(邦楽科設置運動実行委員一覽表)

實行委員所屬一覽表

	班 長		班 員	
	卒業生	在校生	卒業生	在校生
總務	淺見重	堀込		
渉外 宣傳	松尾 原沢 平井	若和田 鈴木喜 岡田	岡本・若和田邦・杵屋 中川・菊岡米・早川 小貝・緒方・西山 山科・中島・菊池 江口・田島	木原・一噌・江場 高橋・川島・野村 佐野・土橋・小山富 富尾・藤波・桜井 竹村 金春・唯是
記録	池	三宮	坂井・林	石綿・山崎

資料 文書	山川	上木	芳賀・川又・山田初	田村・西島・大西
會計 庶務	藤江	菊岡	淺見侑・小山	白井・斉藤・井岡 鈴木輝

(謄写版) (『芸術大学邦楽科設置問題資料』吉川英史蔵)

八月十日

〔連合国最高司令官総司令部 (GHQ/SCAP) 民間情報教育局
(Civil Information and Education Section) 〇報古書〕

Circulation (手書き)

R-E-S-T-R-I-C-T-E-D

10 August 1948
Education Div.
T. H. McGrail
Colleges Officer

Education

Mr. Yonehara, Ministry of Education, (Note Col. Nugent
Mr. McGrail, CIE&E (ノーゼント中佐)

Status of Japanese Classical Music
comment on this Case,
official levels)

(手書き)

1. Mr. Yonehara's attention was called to a complaint from certain students and staff members of the Tokyo College of Music that the Director of the institution has eliminated Japanese classical music from the curriculum as of 1949, when new university status is anticipated.

2. Mr. Yonehara stated that the Director, Dr. Komiya, wishes to eliminate that curriculum temporarily on the ground that it is not "systematic" enough to be offered on the university level. Mr. Hidaka, Head of the School Education Bureau, agrees with this point of view, as do directors of the private music schools in the Tokyo area. Under present circumstances, it is said, most students are privately tutored in this subject.

3. Mr. Yonehara added that the persons who brought the situation to the attention of CIE (Discussion reports of 10 July and 9 August 1948) had also petitioned the Chartering Committee. Chairman Wada is said to favor abandonment of the course. Undersigned stated that the proper committee should decide the matter.

4. Apparently a compromise plan has been suggested and agreed upon; that is, to establish a research institute for classical music, which would be controlled by the institution, and which would study ways and means of "systematizing" the subject - both as an art form and with respect to teaching method. When it is adjudged sufficiently systemitized, it will be restored to the regular curriculum. Undersigned stated that since the Chartering Committee is aware of both sides of the controversy, CIE would assume that a satisfactory decision would be forthcoming.

Summary: M/Ed official explained the reasons behind the elimination of Japanese classical music from the curriculum of the Tokyo College of Music, and outlined a compromise plan

which would result in the eventual restoration of the course.

R-E-S-T-R-I-C-T-E-D

〔ギョウ〕 (GHQ/SCAP Records Sheet No. CIE (A)-06010, 国立国会図書館蔵
憲政資料館蔵 原巻35ノ2ニ収められ、国立公文書館蔵)

八四三十四

〔轉込国幣郵便局加線印字部 (GHQ/SCAP) 昭和三十九年
(Civil Information and Education Section) 〇部出轉〕

R-E-S-T-R-I-C-T-E-D

30 August 1948 T. H. McGrail
Education Div. Colleges Officer

Education
Mr. M. Shidehara of Attorney General's
Office; Mr. McGrail of CIE

Status of Japanese Classical Music

1. Mr. Shidehara presented a petition from certain persons interested in the retention of curricula in Japanese classical music in the Tokyo College of Music. The English translation was made by Mr. Shidehara, who is not connected with the institution but is interested in the issues involved.

2. Undersigned has had several conferences on this subject (10 July, 9 and 10 August) with Japanese as well as with Fine

Arts Consultant. The position in brief is that upon attaining university status in 1949, Mr. Komiya, Director of this government institution, has decided to do away with Japanese classical music and to concentrate exclusively upon Western music. The classical music course would be the object of some research in an attached institute, but would no longer be on a par with Western music.

3. According to the petitioners, Mr. Hidaka of the M/Ed is the chief supporter of the Director in this effort to abolish the classical music curriculum, and it is desired that CIE take action to assure the retention of this type of offering in the proposed "Tokyo Art University"

N.B. This situation appears to be more than the usual institutional squabble. There has been newspaper comment on the case, the Diet itself has received petitions from those protesting the elimination, and it may become a full-fledged issue. I suggest a high-level conference with Hidaka and Arimitsu on the matter.

Summary: Representatives of faculty, students and alumni of the Tokyo College of Music presented a petition protesting abolishment of Japanese classical music course from the curriculum as of 1949.

R-E-S-T-R-I-C-T-E-D

〔タイプ〕 (7GHQ/SCAP Records Sheet No. CIE (A) -06010₂ 国立国会図書館
憲政資料室蔵 原本はアメリカ国立公文書館蔵)

九月

芸術大学邦楽科設置陳情書

芸術大学邦楽科設置実行委員会

東京芸術大学に於ける

邦楽の取扱い方に就いての陳情書

目次

- 一、前文
- 二、校長の意見と之に対する批判
- 三、我々邦楽関係者の意見
- 四、世論と資料
- 五、結論

一、前文

今回の学制改革により、東京音楽学校は東京美術学校と合併し、更に將來演劇その他の部門をも加えるという構想の下に「東京芸術大学」になる事に両校の意見がまとまり、この程その原案が文部当局に提出された。

然るにその原案によれば、現在音楽学校の本科の中に洋楽と並行して置かれている邦楽は芸術大学昇格と共に廃止せられ、単に「音楽研究所」の中に移されることになっているが、之は校長一個の私見に基くものであつて、邦楽関係の教官・在校生・卒業生一同の反

対を無視した独断的措置である

(註) 音楽研究所は最初は邦楽研究所、次に邦楽研修所、最後にこの音楽研究所となった。そして名前は異なるが、当分は邦楽のみを取上ることに是不なり。

二、校長の意見と之に対する批判

校長は大学の学部には邦楽を置かぬ理由として次の四項目を述べられた。

1. 邦楽には理論がない。
 2. 邦楽及び邦楽器には発展性がない。
 3. 邦楽は感情を表現し得ない。
 4. 邦楽をやつて居ては人格の完成にならぬ。
- 次に之等の項目について順を追つて反駁する。

(1) 邦楽には理論がないと云われるが、それは明治初年の人が「日本語には文法がない」と考えたのと同じ様な意見である。理論はあつても未だそれが完全に整理され、体系づけられていないだけである。又理論的な教授法がないとか、楽譜がないとかいう意味に解釈するとしても、それも洋楽に比較しての程度の問題であつて、現在もある程度の教則本や楽譜は使用しているのである。

又学問の大学でなく、芸術の大学に於てそれ程理論面の弱いといふことが致命的な問題なのであるか。例えば芸術大学の美術部には日本画や工芸の部門が入るが、画を描いたり、彫刻したり、模様を描いたりするのにどれだけの理論があるのであるか。

日本美術には日本音楽と比較してどれ程高い理論があるのである

うか。同じ大学に於て、この二つの日本美術の扱い方の差別待遇は不可解千万である。

又西洋音楽に於ても、ピアノ演奏やヴァイオリンの演奏の教授に一体どれだけの理論があるのであるか。

理論至上主義的な考え方は芸術教育の特殊性を無視し、学問と芸術とを混同しているものである。

(2) 第二の「邦楽及び邦楽器には発展性がない」という論であるが、之は単に個人の私見であつて、之を証明することは出来ないであらう。その様な不確実な論據によつて、私立学校ならいざ知らず、官立の唯一の音楽学校の問題を決定することは不当であると云わねばならぬ。

発展性がないとか行きつまつているとか云えば、西洋人も西洋の音楽が行きつまつていると論じている人もある。之は芸術史では何時もいわれる事である。

ベートーヴェン以後の音楽が發展したか退化したかは大きな問題である。ドイツ人 パウル・ベッカー などは「音楽は發展したのではなく、変遷したにすぎない」と云つてゐる。

邦楽はその本質の中に發展しない(或いは変化し得ない)宿命があるのではなく、邦楽が保守的な人の尚古趣味によつて育てられて來たから發展し難かつたのである。それ故に新しい思想や趣味や感覚を植へつける事によつてのみ邦楽は發展するのである。この意味に於ても邦楽を大学に入れる事が望ましい。

又樂器の性能が不完全であるといわれるが、之も日本人が單純な樂器で深みのある音楽を表現することをむしろ得意として居たから

であり、樂器も複雑な機械の如きものは作り得ないというよりも嫌つたのである。之も古い音樂思想や音樂を捨てれば解決のつく問題であつて、現に新しい試みは生れつゝある。

又今までの三味線の手法などは、三味線によつて考えた音樂、即ち、なるべくやさしい手使用で効果をあげようとするものであるが、三味線をはなれて音樂を作り、それを三味線にのせるという風な新しいやり方をすれば相當に革命的な變化が起る。(例えば杵屋広三郎氏の作曲のように)。又樂器そのものゝ改良にしても、樂器研究が進むならば電氣裝置その他の應用によつても改良し得ると思うし、三味線の皮や絃の問題は科學者によつて研究すれば改良し得る筈である。

又かりに今のまゝの樂器でも、之が不完全なるが故に大學に入れ難いとは云われない。

不完全といへばヴァイオリンも種々な点で不完全であり、その爲にピアノ其他の樂器の伴奏を必要とするのである。箏や三味線でも二つ以上使うとか、他の樂器の助けを借りればその缺點を補うことが出来る。

(3) 校長はしばしば「邦樂は感情を表現し得ない。その様な音樂は大學の中に入られる価値がない」と云われるが、それは我々の了解に苦しむ所である。

全然感情を表現しない音樂というものは考えられないが、邦樂が感情を露出した音樂でなく抑制した音樂という意味なら、それは欠点でなくむしろ邦樂の特殊性として尊重すべきではなからうか。

恐らく校長は西洋のローマン派音樂の如き感情主義の音樂を最高

の音樂と考えておられるのであらうが、ローマン派音樂の行き方が唯一最高のものとは限らない。むしろ感情に反対した形式主義の音樂こそ最近の主流であるとも云える。

ともかくこの様に一方的な偏狹な藝術論によつて、この様な重要問題を簡單にかたづけ^{マツ}られる事は遺憾である。又校長は「日本人は思つた事を皆云う事が出来ない人間である。邦樂にもこの欠点がある。これからは思つた事を皆表現する様にならねばならぬ。その爲には一度邦樂を全然捨て、一時は洋樂にカブレタといわれる位に西洋のやり方を学びとらねばならぬ。」といわれるが、日本の音樂にも思つた事を表現している音樂は沢山あると思うが、單にオシヤベリの音樂だけを立派な正しい音樂と考えるのはいかゞなものであらうか。

東洋的な余韻とか、さびとか、閑寂とかいう趣味や境地を何故全面的に捨てねばならぬのだらうか。

我々が世界の音樂文化に貢獻する道は、西洋の音樂と全く同じものを盛んにすることではなく、我々の持つ独特な民族的個性を持つた音樂をつけ加える事であると信ずる。

この意味に於ても、民族藝術の個性を尊重せず、單に規格を統一し統制するような無^ム暴な考え方には絶対に反対である。

(4) 次に邦樂をやつたのでは人格の完成にならぬ——という議論に至つてはおそらく校長の失言であらうと思つたが、校長は之を次の如く説明されたので、やはりこゝに取上げざるを得ない。

校長によれば「邦樂は型をつなぎ合せて作つた音樂である。そのやうなものには人間の心が表現される筈がない。そのような、人間

の心の表現されていらないような音楽をやっていたのでは人格の完成など出来る筈がない。」というのである。が、之は我々には不可解な論理である。

なるほど、型をつないで作る曲、型を尊重する曲が邦楽の大部分であるが、その型たるや元來は、エラー・アンド・トライアルで磨きに磨いて出来た一種の定石であつて、簡単に「型は心を表現しない」とは云えない。

又右の校長の意見を他に押し進めるならば「工芸品や建築をやつたのでは人の心の表現し得ないから、人格の完成にはならぬ」というのであろうか。

もし音楽家の如き技術の練磨に多くの時間を費すものは教養の点でせまくなりやすいとか、常識が不足しがちであるというのならばまだ肯けるが、西洋音楽の演奏をやつていれば人格は完成されるが、日本音楽の演奏をやつていたのでは人格が完成されないというのであるなら——そうとしか受取れぬのであるが——それは誤解というよりも全国の邦楽人の許し得ない暴言である。

三、我々邦楽関係者の意見

以上四つの理由によつて、校長は「邦楽は大学の中に入れ得ないから附属の研究所で研究すべきである(」)」という結論に達したのである。

然るにこの研究所の具体的な運営や機構に就いては遺憾ながら校長からは聞き得ぬのであるが、結局それは邦楽を学問的に研究する事を主とし、技術の訓練をつけたりとするものであることには間違

いのない所である。そこで今度は我々が何故に邦楽を研究所でなく大学の中に置く事を主張するかについて我々の立場から意見を述べる。

i 教育の機会均等

洋楽の学生のみが完全に理想的に音楽の理論や歴史、其他一般教養学科を正科として聴講するのに対し、邦楽の学生(或は研究生)のみは研究所で細々と実技のみの実習をやらされることは、せつかく現在色々な学科を学び、新しい教育に慣れかけた邦楽科よりも却つて古い時代に逆戻りさせ、時代に逆行させる不当な措置である。

音楽学校から芸術大学への昇格について校長は「単なる技術から芸術へ高める為に高い教養を与える」と云つてゐるが、この事が何故洋楽だけに適用され、邦楽にその恩恵が与えられないのであろうか。

校長は我々の反対に対して「研究所の研究生は大学各部の聴講を許す様にしたら良いではないか」といわれるが、それは決して親切な、充分な措置ではない。あたかも洋楽の学生に教養の講義はどこかの図書館で本を読んだらよいではないか……とか、別な夜間大学へでも入つて学問をしたらよいではないか……というのと大同小異の議論である。

「聴いてもよい」という制度と「聴かねばならぬ」という制度とは雲泥の相違である。教育には、やはり強制的な面が必要で、試験を行うきびしい制度によつて導く事が親切な教育ではあるまいか。

我々は洋樂科と邦樂科との教育の機会均等を要求する。

ii 人の養成

邦樂研究所と大学々部とはその性格が異なることは勿論である。そして邦樂の学問的研究、特に歴史的又は音響学的な研究などは研究所に於て出来るが、芸術の正しい保存と発展とは研究所に望むべきことではない。そして芸術、特に文学や美術と異り、音樂の如き再現芸術——特に樂譜に微妙な味を表現する事の困難な邦樂の如き芸術——は『人』によつて残し傳える以外に道はない。そしてこの「人を作る」ことは研究所の仕事ではなく、学校の任務である。

しかも邦樂界に於て最も必要なのは邦樂の評論家・作曲家・教育家なのである。

彼等は自分の専修する種目以外の邦樂にも通じ、更に洋樂の教育も受け、かつ一般教養学科をも学習することが必要である。この事たるや学部。の教育に於てはじめて可能なことである。て、研究所に於ては絶対に不可能なことである。

iii 社会に対する心理的影響

万一現在有る邦樂科が切りはなされて研究所にやられ、洋樂のみ大学に昇格する場合には社会の人々は何と考えるであろうか。

——邦樂は価値のないものであるにかゝらず、軍国主義や国粹主義の波に乗つて不当にも音樂学校に取上げられたものであり、今や之が冷静な芸術的批判を受けて正当な地位に引き下げられた——と考えるであろう。

大衆の心理は極めて重大であり危険である。それはやがて日本人の自己否定への第一歩である。

大学の学部へ入れた上での研究所か又は大規模な傳習所（その中では洋樂や一般教養学科を修得しうる）をもつた研究所ならいざ知らず、わずかに現在の駿河台の分教場の一部分（元の能樂の部屋で邦樂の実技以外には何の教育も出来ない小規模にして不完全なもの）を研究所に当てるというのでは、校長のいわゆる「むしろ邦樂の爲を思つて研究所に入れるのである」という言葉は辨解以外の何物でもない。

しかしかりに規模の大きい研究所を作つてやるからそこにはいれと云われても、大学の正科に、邦樂が入らぬ時の研究所は、嫌われた老人達を追いやる所の立派な隠居所の建築だと見るのは我々の單なるヒガミであろうか。結局今の時代には通用しない人間であり、役に立たぬ人間であるから引籠つておれというのと大差はない。

邦樂滅亡論等唱えて邦樂を單に博物館的存在にしうとしてどんなに立派な博物館を用意しようとも、潑刺と生きつゞけようとする我々の邦樂はそんな棺桶のようなものには入りたくないのである。

賤が伏せ家でもよいから、自由に生き、希望を持ち、生存權を主張し得る、生きた邦樂として、主屋オモヤの一部屋に住ませて貰いたいのである。それが正しい在り方であろう。

この意味に於て芸術大学美術〔学〕部が凡ゆる日本美術を文句なしに取り上げた態度に賛成する。

四、世論と資料

我々はこの問題について校長からの意見を聞いたのは漸くこの三月下旬であり、その後もなるべく校内でおだやかに解決するために最近に至るまで外部に発表しなかつた爲、この問題に対する世論は未だ新聞や雑誌の上に活潑に論議される段階に達していない。しかし先般この問題に対して両院議長宛に出した請願書には、邦樂の教授以外に次の如き知名の士が賛同し、署名されたことを申しそえておきたい。

徳川義親 堀内敬三 田辺尚雄 稀音家淨觀

次に六月二十一日のラジオ放送の「私達の言葉」の時間に我々の主張が取上げられ、多くの共鳴、同情を得たが、六月二十五日の夜の放送の「邦樂変遷史」の最終回の座談会に於ても、談、たまたまこの問題に及び、列席者一同我々の意見に賛成であつたことは周知の通りである。

次に印刷物について云えば

a. 音樂芸術 四・五月合併号の「小宮豊隆氏を囲む座談会」に於て、小宮校長は邦樂研究所案を述べ、颯田琴次博士は之に反対している。

b. 音樂芸術 三月号の吉川英士氏「音樂学校論」の中の「邦樂の問題」の項に於て、吉川英士氏は「邦樂を研究所以外に大学に於て取り上げるべきである。」と種々の点から力説している。なお同誌昭和二十一年二月号の「音樂学校の革新」という座談会で、邦樂研究所案と廃止論が取上げられている。

c. 能 六月号所載の「日本音樂と学校教育」の座

談会是我々の他に客觀的立場にある颯田琴次氏・堀内敬三氏・田辺尚雄氏等の意見が述べられており、大体において我々の主張と同一である事を附記しておく。

d. 之に対して校長の研究所案は五月六日・同七日の両日、報知新聞に連載されている。

e. 又ごく簡単には六月二十九日の読売新聞社会面において、校長とのインタビューの記事が出ている。

f. 毎日新聞（七月十五日）の投書欄に柳沢健氏の「邦樂の締出し」と題する一文が出ているが、邦樂の芸術性、国際性を論じ、我々の意見に味方している。

要するに我々の主張は邦樂界及び我國の古典文化を尊重する大多数の世論の支持を受けていると確信しているが、未だ印刷された資料の多くを提供出来ないのが残念である。

五、結 論

要するに敗戦後の平和国家日本が世界に誇り得るものは、日本の持つ個有の芸術であると思う。

その一つである邦樂を単なる主觀的價值論から大学の中に入れて、音樂大学を文字通り西洋音樂大学にしようとすることは我々の賛成出来ない点である。

元來この問題は單なる學者の藝術論上の問題ではなく、一國の文化行政の問題である。いわんや一学校内の小さな問題ではない。それを一人の校長の私案によつて強引に押し通そうとした所にす

で問題があつたのである。

今や外人の邦樂愛好者も日に日に増加しつつあるが、この様に邦樂にとつての空気は内外共に微妙至極な時であり、國際的にも進出し得るか、或いは永久に脱出し得ぬ古い封建的城塞の中に絶望的な籠城をするのやむなきに至るかの重大な瀬戸際に當つて、小児病的な理論至上主義に捕われて邦樂を特殊部落民扱いにすることは、文化国家・芸術国家として生きるより他にみちのない日本民族の自殺的文化行政と断ぜざるを得ない。

あくまでも堂々と洋樂と肩を並べて邦樂の理想的教育を行うことこそ、將來の日本人の子孫に対する政府と國民の重大な責任であると考えらる。

切に諸賢の御同情と御盡力を乞ひ願う次第である。

昭和廿三年九月

東京都台東区 上野公園内 東京音楽学校内

芸術大学邦樂科設置委員会

〔謄写版・手書き〕〔「芸術大学邦樂科設置問題資料」吉川英史蔵〕

〔吉川英史記では、同年七月三日、作製、配布とある。表紙および全文十頁〕

〔日付なし〕

〔連合国最高司令官総司令部 (GHQ/SCAP) 民間情報教育局

(Civil Information and Education Section) の報告書〕

CONFIDENTIAL

A Petition against the Elimination of

the Faculty of Japanese Music from the
Art University under contemplation.
Disclosure of the actual facts of the
Japanese Music Case in the Tokyo Music
School.

The Cause of the Case:

A grave, unlucky and deplorable question has arisen in the Tokyo Music School, the only Government institution of the kind in Japan. For, to-day, when under the New Educational system, the School is expected to develop and dissolve itself into the proposed "Tokyo Art University" next year by combining with the existing Tokyo Fine Arts School and adding there to in future, as is hoped, the Drama and the Movies Department, the Reform Program of Komiya, President of the Tokyo Music School, which excludes Japanese music from the regular curriculum, where it has found itself up to date, to have it dealt with in the Research Institute to be attached to the said University, while allowing Western music to be included in the University course, was announced and arbitrarily forwarded to the Education Ministry in defiance of strong opposition of teachers, students and graduates of the Japanese Music Department of the Tokyo Music School we belong to.

Our Wish:

For numberless lovers of Japanese music at present, the proper development of the music in future and also for its appropriate education, we have an ardent wish that Japanese music may be admitted into the regular course together with

the Western, without being relegated to the contemplated Research Institute in pursuance of the President's program.

A Dogmatic Disposition of the President :

While the question of raising the Western Music Department of the Tokyo Music School to university status has already been under discussion for over a year at faculty meetings of the School, Japanese music remains undiscussed on purpose and it was not until March this year that the President declared at the Japanese Music Faculty meeting that Japanese music should be excluded from the regular course and transferred to the Research Institute when the Art University is established. Surprised at this remark, instructors in Japanese music insisted in chorus that Japanese music should properly hold its place in the regular course of the University just as it does in the Music School. Our assertion was not, however, listened to and in his subsequent repeated interviews with us instructors as well as with the graduates and students of the Japanese Music Department of the Music School who aren't informed of Komiya's plan, he held tenaciously to his own view, until at the informal meeting, held twice, of teachers, students, and graduates of the Japanese Music School, he remained crazily opinionated in spite of the hisses from all those present excepting only one teacher of Western music. An attitude of this sort is no doubt a most undemocratic one.

In addition, having been informed that his plan was already submitted to the educational authorities prior to our interviews, above mentioned, with Komiya, we had no choice but to break off our negotiations provisionally and appeal to outside

public opinion. Thus, our movement was started towards the Diet and the Education Ministry, with a result that despite almost absolute support by the members of both Houses and learned members of society and the Education Ministry, our cry, to our regret, is not yet powerful enough to occasion any alteration of the program presented to the Ministry already. And probabilities are that Mr. Hidaka, Director of the School Education Bureau of the Ministry, closely connected with Komiya for years, is prepossessed by the latter's view too strongly to accept straightforward what we are thinking, when general sympathy of officers concerned of the Ministry is with us. So far as the present problem is concerned, however, Hidaka's voice is the strongest and but for his approval, our movement, supported as it might be by millions of sympathizers, would necessarily come to naught.

The President's Opinion :

He gives the following four items as reasons for excluding Japanese music lessons from the University :

1. Japanese music is not theoretical.
2. Japanese music and its instruments (koto and samisen, for instance) are not developmental.
3. Japanese music is not capable of sufficient expression of feelings.
4. Japanese music is doomed to ruin, so our future music should be the Western.

Thus, he maintains that Japanese music with these faults should not properly be included in the regular course of the University, but should be chiefly studied rather than taught.

And the Research Institute he has in contemplation, though no concrete and detailed account of its organization and operation has been given as yet, is, judging from his words, where scholarly pursuit of Japanese music is the first consideration, and its practice as an art, a mere supplement, restricted, to boot, within narrow technical limits, admitting in all probability of no satisfactory training of progressive players of Japanese music indispensable to the New Japan. After all, it is intended for mere preservation of Japanese music, deprived of all development and hope in future and reduced to a museum or archaeological specimen. Worse remains to tell. For this Institute is assigned in practice a confined corner, only 10% of the building now in use by the Japanese Music Department of the Tokyo Music School. In fine, it looks as if Japanese music is going to be cast into cramped prison on some pretext or other. Such treatment would be nothing but a manifestation of undue contempt for Japanese music.

Our Assertion:

Japanese contributions to world musical culture will be in two ways:

1. Raising to the level of musical circles of Europe and America the Western music we have introduced, so that we may join musicians of the world. This, however, will be by no means an easy matter because of short tradition of Western music in Japan as well as physiological and physical handicaps of the Japanese.

2. Polishing and heightening music peculiar to the Japanese race so as to add flowers of a new variety to the garden of

world musical culture. Art requires not so much uniformity as diversity, which renders characteristic, geographical and racial styles as estimable as those of ages and individuals. Herein lies the significance of Japanese music. And it is much to be regretted that the actual situation is giving birth to a dangerous thought of ruin or cancellation of Japanese music such as advocated by President Komiya.

Once the *raison d'être* of Japanese music is recognized, the proper way of our musical policy would be to accord it treatment equal to, if not warmer than, the Western. This, however, is not to say that we demand for the Japanese Music Faculty of the Art University the same number of teachers and students as that of the Western Music Faculty thereof. The only thing we are eager for is to include Japanese music in the regular course, if the Western is included therein, so that lessons in general culture may be kept equally open to students of Western music and those of the Japanese as well. Considering, moreover, that Japanese music has enjoyed its place in the regular school course, a really terrible psychological effect will be produced by raising the Western Music Department to the status of university, when Japanese music, laid apart, is thrust into the Research Institute. The masses may think that Japanese music, improperly introduced into the Music School on the wings of militarism in spite of its worthless nature, must have been restored to a position it deserves after its exposure to calm art criticism and that Japanese music, after all, is in no wise an art to bury themselves in future. Further, as we have seen, the Research Institute is expected to operate in such a small room as to prove a disgrace to Japanese music. Lessons in Japanese

music, given side by side with those in the Western in the Music School in Ueno Park up to the end of the War, were transferred thereafter to the Branch School at Surugadai, Kanda, Tokyo, as a result of expulsion by exclusive teachers of Western music, only lectures on such subjects as language study and theory of music given to the Japanese and the Western music classes jointly at Ueno much to the inconvenience of students of Japanese music. And now the Japanese Music Department is on the point of being shut up in a small corner of the Branch School as a serious definite outrage not only on teachers and students of Japanese music but also on players of Japanese music as a whole.

Even if we were given empty promise that the Institute, provisionally reduced as it is for financial reasons, will be enlarged in future, would it be a mere jaundice to deem the Research Institute unrelated to the regular course a retreat for the hated old to live in? We extend our whole-hearted favor without argument to a submitted plan for introducing Japanese fine arts in general into the Fine Arts Faculty of the Art University on an equal footing with Western arts, and for the very reason deem it illogical, unfair and regrettable to eliminate Japanese music alone from the same University.

Again, Komiya's remark that Japanese painting is something different from Japanese music bears eloquent witness to his lack of recognition respecting the peculiarity and value of Japanese music. As Ken Yanagisawa, a culture critic of the first order in Japan, wrote about this question in the "Mainichi Shinbun" (15th July) in sympathy with our point of view, this is for lack of the Fenollosa for Japanese music, who has

awakened us to the significance of Japanese art - a matter of shame for us Japanese.

The Research Institute and the Regular University Course:

It would perhaps be necessary to give an outline of the difference between the Research Institute and the regular university course, and advantages and disadvantages of both, which provide principal subjects under discussion. The Research Institute, in its nature, has for its object scholarly pursuits and not education. Consequently, the training musical artists, educators and composers cannot possibly be expected therefrom. In particular, the weak points of Japanese music, keenly felt up to date, refer not so much to the music itself as to low culture of musicians and lack of proper critics and new composers. All this is a question relating to the training of man such as attainable through university education rather than through institutional researches.

As a matter of course, the establishment of an institute outside of school would be as desirable to Japanese music as to Japanese art where the Fine Arts Research Institute operates independently of the Fine Arts School. And it is to be desired that Japanese music will be studied there both theoretically and historically. It is, however, only after the development of Japanese music as an art is complete that such researches are to be hoped for. We are dead set against anything like post-mortem dissection of Japanese music. So, if national finance admits of no co-existence of the regular university course and the Research Institute, we prefer the former at present, desiring to avail ourselves of a good future opportunity to have the

latter. Then, music of the West and possibly that of the East, we believe, should be studied in the Institute.

Students of the Japanese Music Department of the Tokyo Music School are ever unanimous in expressing their gratitude for regular course education they have received, insufficiently systematized as it is. They learn not only from their teachers but also from one another, this mutual contribution to refinement and character-building being a precious outcome of school education. And they have a rosy future before them, with their growing interest in and knowledge of, Western music, to say nothing of their special musical instruments and also other branches of Japanese music than their own. It is rather recently that students of Japanese music joined those of the Western and shared lessons in general culture and theory of music with the latter under the same roof. But Japanese music, thus placed on a par with the western for the first time in history, is steadily producing, and going to produce, new style compositions and techniques with pride and hope. To kick Japanese music out of school, thrust it into a gloomy matted corner of the building and order it to return to the old feudalistic way of transmission, deaf and blind to the trends of Western music, implies nothing but giving orders for return to its state prior to the arrival of Commodore Perry.

Appreciators of Japanese music are apt to think of it as something to preserve as it is like curious and not to develop. Komiya is no exception. There is no reason why Japanese music should not be developed. On the other hand, persons of more progressive type are too ignorant of their own music, their knowledge being practically confined to Western music.

In other words, there are few progressive lovers of Japanese music. Herein lies a question. It is, therefore, difficult to find out intellectuals who have a real understanding of the problem under discussion. The fairest possible way would be to ask for criticism of foreigners who are in a position to view the matter in the objective and unbiased light, in accordance with the precept of Fenollosa.

The only conceivable way of amicable settlement :

Judging from our repeated interviews with Komiya, he, expecting not in the least to meet with any opposition from gentle players of Japanese music, laid his view before the educational authorities, particularly Director Hidaka, and persons concerned in Western music and others, without approval of players of Japanese music, and announced the same in recent papers. Such being the case, probabilities are that he is in honor bound to disallow any change in his opinion, however reasonable the opposition of his subordinates are. As if in proof of our surmise, his recent remarks are so full of cavils and slips of the tongue as is the last thing we can expect of the man famed for his understanding of art and science. Further, on being asked if he could in no way retract his plan, he said, "Never, but for an irresistible opposition of some kind or other." We may perhaps be justified in gathering from this that he is expecting at heart an opposition from C.I.E. in order to find out a reason and pretence for withdrawal of his opinion without proving himself defeated in argumentation. Should the present state of opposition continue any longer, a general outcry would arise which might possibly lead to an agitation for non-

confidence in, or expulsion of, Komiya. (It is to be noted that there is actually loud cries in the Students' Society for examining, with the beginning of the Second Term, into the dogmatic and undemocratic move he has taken in regard to the present problem.)

On the other hand, Hidaka, Director of the School Education Bureau of the Education Ministry, probably finding it difficult to withdraw approval of Komiya's plan under the pressure of his long years' relationship with the latter, remains opinionated in defiance of strong opposition from inside and outside the Ministry.

After all, we have no choice whatever but to get a proper suggestion of C.I.E. in order to bring the matter to an amicable settlement without compromising the honor of both Komiya and Hidaka.

Should our petition be luckily granted, it would not merely please us but also save Komiya and the Education Ministry from dilemma and be received with heartfelt thanks by millions of patrons of Japanese classical culture and those concerned in Japanese music all over the country who are watching intently and sympathetically the problem at issue. Would that you would grant our earnest request in consideration of the circumstances!

Yuckio, Miyaoka. (宮城道雄)

Representative of Teachers,

H. Horikawa (堀込彦雄)

Representative of Students,

S. Aarumi (浅見重信)
Representative of Graduates,

of the Tokyo Music School for the "Committee
for Establishment of Japanese Music Faculty
in the Tokyo Art University."

(テープ) (TGHQ/SCAP Records Sheet No. CIE (A)-06010, 国立国会図書館
憲政資料室蔵 原本はアメリカ国立公文書館蔵)

十月三日

小宮校長の「邦楽の問題」を讀みて

——洋樂の教官の皆様へ——

小宮校長は此度「世界」の十月号に「邦樂の問題——(衆議員文化委員会の諸君へ)」と題する一文を寄せられ、その抜刷を全教官に回覧する様に手配され、その日より一週間後の教授会に於て、教官の各位の意見を聞くとの事であります。然しこの様な方法は我々には納得の行かぬ事でありまして、之程重要視するのならば、何故夏休み前に二度も開かれた邦樂科問題懇談会と云ふ校長と邦樂科の教官、卒業生、在校生に洋樂の教官をも加へて公平に討議しやうとしたあの好機に、もつと洋樂の教官を多数に出席させるべく有効適切な手が打たれなかつたのでありませうか。

今單に校長から提出された一方的な意見のみを材料として、重要な教授会を開くことは実に不公平なやり方と云はねばなりません。然し事実このやうな形の教授会が開かれます以上は、一応「世界」

に寄せられた校長の文に批判を加へつ、我々の主張と立場に就いて述べ、一般教官各位に、公正なる御判断を頂き度く存じます。

先づ、校長の文を通讀して我々の最も遺憾に思ひましたのは、この論議の焦点とも云ふべき研究所に就いて殆ど具体的な説明がないことであります。「邦樂を研究所に入れるのは、邦樂を輕視するからではなく、邦樂を重要視すればこそである。」と云ひながら、何故この様な好機にその理想的な研究所案の規模と運営法とを具体的に説明して、「このやうに立派にしてやるのだ。」と云ふことを口先だけでなく、事実の裏付けを持つて示して下さらなかつたのでせう。之では矢張り、研究所案は、正科から除くための單なるゴマカシだと見られても致し方ないのでは、ありますまいか。

次に、校長の文章の順を追つて批判致しますと先づ

(1) 「仮に大學教育の中に入れられなくても、邦樂は、今後ずっと支持者があるに違ひない」とは、何と云ふ不思議な議論でせう。支持者さへあれば大學教育に入れなくとも宜いと云ふのでしたら、洋樂でも同じことではないでせうか。美術も文學も哲學も恐らく大學教育に入れずとも支持者を持続することは、確かでせう。だからと云つて大學教育から美術も文學も哲學も凡てを追放して宜いものでせうか。問題は如何なる人に支持されるかであり、如何にすればより高くなるかではありますまいか。

(2) 次に我々が世間の同情を得るに都合の良い様に、故意に研究所の事を伏せているかの様に書いてありますことは、事実と相違することです全く心外であります。我々は如何なる所、如何なる人にも、校長の研究所案と我々の學部案とを常に対立させて述べ、それに対

する第三者の意見を求めて來たのであります。

(3) 現在の音樂學校が邦樂の中の三科（謡曲、箏曲、長唄）のみを採入れてゐることに対して、「不公平である」とか「合理的でない」と書いて居られるが、財政的に極度に切りつめる為には、わずかの種類の邦樂を選ぶ必要があり、それには、學校教育に適する歌詞を持つ音樂とか、社会に普及されてゐる度合とか、種々の角度から検討すれば、現在の三科が先づ優先的に採用されることは、邦樂全般に対する広い認識ある人なら誰しも肯ける所でありまして、この三つで代表させてゐる理由がよく分らないと言はれることが我々にはよく分りません。但し國家財政さへ許せば、この外に、清元、常磐津、尺八、雅樂などは採入れ度いのであります。然し、それかと言つて「現在ともかくもちゃんと傳統を傳へてゐて、本質的にも歴史的にも重要だと思はれるものを拾い上げるとすると、その数は二十近くなります。それに仮に教授・助教授・講師などを配置するとすると、その豫算は莫大な數字になります。」と云ふ様な馬鹿げた想像にはあきれて批評の言葉もありません。いくら公平な（？）小宮先生だからと云つて、声明だの平曲だの荻江だの浪花節だのを、今直ぐ大學に入れて、浪花節の教授、助教授を作る必要が一体何処にあるのでせう。そして洋樂に於ても公平に採入れるとしたら、ジャズもブキウギも採入れねばならぬことになるでせう。公平とか平等とか云ふことは、そんなことではない事位小宮先生は百も御承知の筈ですのに、ヒヤカシ文句としたら、一寸時と場所のわきまへがなさすぎませんか。

(4) 次に「それ程の豫算をかけて、年々僅かばかりの志願者（邦

樂三科の今年の定員は合計十名で、志願者は合計七名^{ミヤ}でした」を入れるのは国帑の費えであります」と書かれてゐますが、この人員の計数は誤りであつて、実は、今年の志願者十七名、入學者が九名で、その志願者の内訳は箏曲十二(定員六)、長唄四(定員二)、能樂一(定員一) だったのです。この様な間違は、事柄の性質上、実に重大なことであつて、我々は再調査の上、「世界」の誌上で訂正あらんことを願ふものであります。又この定員の少いことは、邦樂の教官が樂をしたいためでなく、政府で定められたものであること、及び、それにしても邦樂の志願者がそれ程多くないことは、音樂學校に邦樂科の存在することを知らぬ地方の多いこと、戰時中若い青少年が三味線や箏を弾くことは非国民であるかの様に思はれて、遠慮する氣分のあつたこと等も一因でありませう。それにしても人が少いから多くの國費をかけることは勿体ないと云ふが、それだからこそ私立の學校ではやらないので、せめて官立の學校で國家が負担して援助してやるべきではないでせうか。音樂學校は商賣でやるのではなくありません。それなればこそ、生徒が少くてもハーブやその他の科まで新設されたではありませんか。

(5) 次に小宮先生は、邦樂には理論がないとかメソッドがどうか云はれて居ますが、それは程度の問題でありまして、浪花節やドイツはどうか知りませんが、少くとも今の三科目は、理論がないから學部に置けぬと云ふ事は云ひ過ぎだと思ひます。そして現在迄に、その面が足りなければこそ、大學の正科に入れて、それにふさわしい理論を作ることを促進さすべきではないでせうか。

(6) 次に「鵑外や漱石が外國文學をやつてから日本文學に入つた

様に、邦樂をやる人も、西洋音樂をやつてから邦樂に入れ」と校長は云はれるのですが、之は文學と音樂とを混同した議論です。毎日朝晩訓練を要する技術と云ふ特別な面を持つ音樂は、文學と同様には論じられないことは、洋樂の教官各位にはよく解つて頂けると存じます。ピアノを音樂大學で學んでから箏や三味線をやるなど、云ふことは不可能です。それは丁度、三味線を一人前にやつてからピアノリストになれと云ふのと同じことです。邦樂の方でも、専門家としての芸の稽古は、それほど安易なものではありません。

(7) 次に問題にするさへ馬鹿げたことですが「私が或時音樂魂と云ふ言葉を使つたら、或る邦樂科の教官が音樂魂と云ふのは何か、と私に反問^{ミヤ}しました」とヒヤカし半分に書いて、さも之が邦樂の教官の低脳を物語るものであるかの如くに書かれてゐるが、このやうに、通常余り使用しない「音樂魂」など、云ふ言葉は、洋樂の教官でもそれがどんな意味か位聞かれることもありませう。とにかくこの文章全体は、余りに邦樂と邦樂家に対する悪口で満ち／＼てゐますので、之に対する我々の批判も勢ひ「賣り言葉に買ひ言葉」になります。

(8) 次に校長によれば「芸術は「生活」の表現でなければならぬ。然るに邦樂は「生活」を表現して居ない——だからその様な邦樂は、大學に採入れられない——。」と実に妙な三段論法を用ひて居られますが、我々頭の悪い邦樂人には、この校長の云はれる「生活」とは何を指すのか明らかでない。或る意味では、邦樂にこそ我々の生活が表現されてゐると思つてゐる人も多い位でありますし、又別な意味で云へば現實の生活から絶縁した「音の世界」こそ音樂芸術であ

ると云へませう。音楽は音の流れであつて、他の如何なる内容をも持たぬときへ云ふ人があります。余りに「生活」を強調されるのは、概念の芸術である文學と、抽象の芸術である音楽とを混同されてゐるのではありますまいか。

(9) その他に、小宮先生は邦楽芸術論を眞向から振りかざして、大見えを切つて居られますが、我々のやうな低級な頭の者にさへ随分可笑しい点がありますが、芸術論を茲でやるとても紙面が許しません。たゞもつとく実際の邦楽を研究してから論じて頂き度いと思ひますので、長唄でも箏曲でももつとく深く研究された上で、議論して頂き度いと思ひます。それでないとな手な外科医者に大手術をされてゐるやうで、危くて仕方がありません。若し洋樂の場合に、自分はピアノの音楽は行きつまつてゐると思ふ——とか、ヴァイオリンは和音を出すのが不自由だから——とか云つて、そのやうな議論でピアノ科やヴァイオリン科が捨てられるとしたらどうでせう。たまつたものではありません。

(10) 「在來の日本音楽は樂器に制限されて、リズムもメロディーもテムボも、質的にも量的にも或限度を起^{おこ}える事の出来ない運命を持つてゐます」とありますが、三味線や箏に強い制約のあることは事実です。然し芸術は制約があるから面白いとも言へませう。立体を平面に、天然の複雑な色を墨一色に、無限に近い自然音の中から僅かな聴き得る樂音に、それぐ制限されてこそ又そこに現実と違つた芸術の美があるのではないでせうか。ハーモニーが日本樂器では出し難いと言はれるのなら解りますが、リズムは日本や東洋の方が寧ろ質的にも量的にも勝れてゐると言ふことは西洋の學者さへ述べ

てゐると聞きます。

この様に逐條反駁して来ますと、我々には、この校長の一文は取るに足りない學者の机上の空論、然も邦樂と邦樂人にケンカを賣つて來られたものとしか受取れません。

何処を讀んでも現在すでに音樂學校の正課に採入れられてゐる邦樂が芸術大學の課程に採入れられないと言ふ積極的な理由は遂に見つかりませんでした。

我々は今後一層世論に訴へて邦樂科設置運動に努力して参ります。今や民主主義の時代であり、言論自由の時代であります。教官各位におかれましても、今度の教授会の席上に於ては單なる校内の一問題でなく実に日本文化史上の大きな問題であることを自覺されまして、校長と云ふ權威に徒らに屈服することなく、正々堂々と所信をお述べ下さるやうに願ひ致します。

又正しい御意見ならばどのやうな苦言でも甘んじてお受け致します。今後の音樂學校の教授会が如何に民主的に行はれるか否かの重大な前例にもなることゝ存じます。

敢て長々と駄文を綴り、各位の御批判を期待するものであります。

昭和二十三年十月三日

東京芸術大學邦樂科設置運動実行委員會

(謄写版・手書き) (邦樂科増設申請書 昭和二十五年三月)

十月二十一日

〔連合国最高司令官總司令部 (GHQ/SCAP) 民間情報教育局 (Civil Information and Education Section) の報告書〕

R-E-S-T-R-I-C-T-E-D

21 Oct 1948
Education Div.

W. C. Eells

Education

Mr. Ejima, Music Publisher; Miss Hirai, graduate
of Tokyo Academy of Music; Dr. Eells, CIE.

These individuals called to urge the continuance of instruction in Japanese classical music in the proposed reorganization of the Tokyo Academy of Music. They were told that the matter was under consideration by the Chartering Committee and that conference had already been held with President Komiya and with M/Ed.

W. C. Eells

Adviser on Higher Education

Summary - Representatives of Tokyo Academy of Music advocated the retention of instruction in Japanese classical music in plans for the reorganization of that institution.

(タイプ) (TGHQ/SCAP Records Sheet No. CIE (A) -06010₂ 国立国会図書館
憲政資料室蔵 原本はアメリカ国立公文書館蔵)

十二月十日

〔邦楽科教官一同の総辞職声明書〕

声明書

芸術大學に於ける邦楽科の存廃は、邦楽の浮沈にかゝる重大問題であるばかりでなく、やがては日本の伝統的な文化全体の興亡に関係する国家的大問題であります。我々東京音楽學校邦楽科の教官一同は邦楽科の卒業生及び在校生と心を合せ、「芸術大學邦楽科設置実行委員会」を結成し大學の學部に正科として邦楽を置くべく世論に訴へて参りました所、幸にして多くの共鳴者と支持者を得ました事は感謝に堪へません。

然し乍ら世間の一部には、我々が未だ職を辞せず學内に止つて居るために我々の此の運動に就いて我々自身の地位や肩書のための運動であるかのような誤解のあることは誠に遺憾に存する所であります。

元より一身の利害を超越して専ら邦楽の將來のためにかくあるべしと主張して居る我々としては、世間の心なき風評に左右されるものではありません。然し乍ら多くの同情者はあるとは云へ我々に取つて事態は必ずしも好轉しては居りません。而も音楽學校内部に於ては我々の反対にも拘らず洋楽の教官の絶対多数である教授会に於て、この問題に対する賛否の投票をすることが決められたのであります。

このような重大な段階に於いて尚右の様な誤解の存在することは、我々の目的達成への重大な障碍であると考へ、茲に我々邦楽科の教官一同協議の結果、今日總辞職を致すことに相成りました。

教育者として總辞職と云ふことが如何に重大な事柄であるかは我々も重々存じて居ります。それなればこそ、今日まで隠忍自重して來たのであります。然し客觀狀勢は遺憾ながら我々を學校内部に

止まる事を許しませんでした。かくて我々は丸裸になつて一意素志の貫徹に努力致す所存であります。

何卒當局及び国民の皆様にかかれましても邦樂及び日本文化將來のために深く思ひを致されて、我々の邦樂科設置の念願を成就させて頂きます様伏してお願ひ致します。

右總辭職に當り一言御挨拶旁々御依頼申し上げます。

昭和二十三年十二月十日

東京音樂學校

邦樂科教官一同

〔謄写版〕（『芸術大学邦樂科設置問題資料』吉川英史蔵）

十二月二十二日

藝術大學に於ける邦樂の扱ひ方

藝術大學邦樂科設置運動實行委員會印

藝術大學に於ける邦樂の扱ひ方

趣旨

邦樂の實技の學習を主とし、その他に西洋音樂の理論、並に實技、更に藝術的教養及び一般教養をも習得する爲に必要な諸学科目を備へてゐる教育機關を要望する。

この目的に應へるものが藝術大學の音楽部である。

方法

(一) 第一案（藝術大學を特殊大學として扱ふ案）

〔大學一般〕

藝術大學を理論科と実技科の二本立とし、理論科の中には音楽及び美術に関する理論的學科目を置き、実技科に於ては音楽及び美術の実技の實習のみ行ふ。

〔邦樂の場合〕

○邦樂はこの実技科の中に洋樂の実技と並列的に置かれる。この実技科の年限及び入學資格規定については、一般新制大學のそれよりも自由な含みを持たせる。

（実技科の入學資格は特例として新制中学卒業程度をも認める。）

○実技科の學生は、理論科に於て、希望の學科目を聽講出来る事とし、特に學士號を得る爲には、定められたる單位の學科目を修了する事を要する制度とする。

○理論科の年限は一般新制大學と同じく四ヶ年とし、その中に置かれる學科目は、一般教養科目三分の一、専門科目三分の二の比率とする。その専門科目の中に特に邦樂に係る深い學科目、例へば、日本音樂史、日本演劇史、日本歌謠史、日本文學史の如きものを入れる。（別表學科目表参照）

理論科の學生も必要に應じ、この実技科の中に於て、音樂の實習をする事が出来る。例へば、東洋音樂史専攻の學生は、この実技科の中の希望の邦樂を實習する事が出来る。

実技科 年限不定

←交流→

理論科 年限四ヶ年

○第一案の特長

藝術の修得は、學問の學習とは異なる所があつて、一般新制大學の「ワク」に入れる事は、無理な点があるし、又所謂「天才的」な學生も他に適當な養成機関がない現狀に於ては、この大學に於て教育する事が必要であるからこの二本立の構成が適當である。

(二) 第二案（普通の新制大學として扱ふ案）

第一案が理想案であるが、現在文部省に提出されてゐる小宮案を全面的に変更する事が、時間的に困難である場合は、邦樂科を次の様に設置する。

即ち音樂部の聲樂科、器樂科、指揮科、作曲科、樂理科に並行して邦樂科を置く。

その邦樂科には現在東京音樂學校の本科に採り入れられてゐる能樂、箏曲、長唄の他に、予算が許せば、他の邦樂をも採り入れたい。

學科目は別表の通りである。

(別表)

學科目表

(一) 基礎學科目

東洋音樂史概説（日本音樂史を中心とする）。西洋音樂理論

。東洋音樂理論。音樂美学概論

(二) 必修學科目

能樂。箏曲。長唄等の実技

(三) 選擇科目（多くは東洋音樂史料の學科目と共通）

東洋文化史。日本演劇史。日本文學史。日本歌謠史

日本芸能史。西洋音樂史。文學概論。音響學。音聲學。音韻學
音樂概論。比較音樂學。樂器學。唱歌。ピアノ・ヴァイオリン
その他の洋樂器の中一種。専攻以外の邦樂の実技

(四) 一般教養科目（一般新制大學に共通）

A 人文科學——外國語。哲學。倫理學。心理學。藝術學

國文學。英語。佛語。語。露語

B 社會科學——法學。經濟學。社會學。教育學。歷史學

考古學。人類學

C 自然科學——數學。物理學。力學。生物學。地學

D 體 育——講義。実技

以上

（謄写版・手書き）『藝術大學邦樂科設置問題資料』吉川英史蔵

昭和二十四年

三月十日

第百五十三号 昭和二十四年三月十日受理 文部委員會

藝術大學邦樂科設置に関する請願

請願者 東京都港区我善坊町二一 稀音家淨觀外十一名

紹介議員 矢野 西雄君

昨年六月東京音樂學校より、文部省に提出された藝術大學の音樂部案には、日本音樂が除外されているが、日本文化の粹である日本音樂の傳統を守り、優秀な演奏家、作曲家、教育家等を養成するため、かつて東京音樂學校に設置されていた邦樂科を大學の一學科として設置せられたいとの請願。

同年三月二十四日、第五回国会参議院文部委員会会議録には、この請願が、三月十八日、本委員会に付託されたとある。

三月三十日

昭和二十四年三月三十日受理

文部委員会 付託

藝術大学に邦楽科設置の請願（第四一二号）

請願者 東京都麻布区我善坊町二十一番地 稀音家浄観外三十五名

紹介議員 水谷 昇君 圓谷 光衛君

本請願の要旨は、東京音楽学校より文部省に提出された藝術大学の音楽〔字〕部案には、日本音楽が除外されているが、日本音楽は、邦楽科の名称の下に、昭和十一年東京音楽学校に新設され、以来日本音楽の発展と、正しい古典維持のために盡し、將來大いに期待されるようになって来たのであり、これを藝術大学から除外することは、日本音楽のため、はた又日本文化のため誠に遺憾である、ついでに藝術大学に邦楽科も設置されたいというのである。

〔第五回国会衆議院請願文書表第五、一九四九 二〇二頁〕

三月三十一日

〔連合国最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）民間情報教育局（Civil Information and Education Section）の報告書〕

R-E-S-T-R-I-C-T-E-D

31 March 1949
CIE 605

T. H. McGrail/jfk

Education
Professor Y^[sic], Yamada of Tokyo Academy of Music:
Mr. T. H. McGrail, Colleges Officer, CIE

Status of Japanese Classical Music

1. Professor Yamada stated that the Academy of Music was chartered with the understanding that the question of including Japanese classical music in the curriculum would depend on conferences between the Ministry of Education and the Academy.

2. Professor Yamada added that no provision has so far been made in the curriculum, an [on] commission that caused trouble some months ago, when teachers of this subject resigned in protest. Their resignation were not accepted, however, since students already specializing in this field on the old *seimon gakkō* (college) basis will continue till graduation.

3. Professor Yamada requested CIE to favor the inclusion of Japanese classical music in the new curriculum. He was told that the matter was essentially one for Japanese to decide, but that Academy and Ministry of Education authorities should decide the matter at the earliest practicable date.

〔タイプ〕（「GHQ/SCAP Records Sheet No. CIE (A) -06010, 国立国会図書館憲政資料室蔵 原本はアメリカ国立公文書館蔵）

四月八日

第五回國會
衆議院 文部委員會議錄第六号

昭和二十四年四月八日（金曜日）

午前十一時十一分開議

出席委員

委員長 原 彪君

理事伊藤 郷一君 理事佐藤 重遠君

理事圓谷 光衛君 理事水谷 昇君

理事松本 七郎君 理事稻葉 修君

理事今野 武雄君

大瀨 久市君 岡延右エ門君

甲木 保君 川端 佳夫君

高木 章君 中山 マサ君

若林 義孝君 受田 新吉君

渡部 義通君

出席國務大臣

文部大臣 高瀬莊太郎君

出席政府委員

文部政務次官 柏原 義則君

（官房會計課長）
文部事務官 小川 潤一君

（社会教育局長）
文部事務官 柴沼 直君

委員外の出席者

議員 小林 信一君

文部事務官 深見吉之助君

専門員 武藤 智雄君

専門員 横田重左衛門君

（略）

○原委員長 藝術大学の邦楽科の問題について当委員会において論議がありましたので、音楽学校の校長小宮先生をお呼びいたしましたから、先生より御意見を承りたいと存じます。なお正式にお呼び申し上げたのでございませので、休憩して懇談の形でお聞きしたいと思います。

それでは休憩いたします。

（略）

（『第五回國會衆議院第一類第八号 文部委員會議錄 第六号』昭和二十四年四月八日 一頁、五頁）

四月二十二日

第五回國會
衆議院 文部委員會議錄第十号

昭和二十四年四月二十二日（金曜日）

午後一時三十四分開議

出席委員

委員長 原 彪君

理事伊藤 郷一君 理事佐藤 重遠君

理事圓谷 光衛君 理事水谷 昇君

理事松本 七郎君 理事稻葉 修君

理事今野 武雄君 淺香 忠雄君

岡延右エ門君 甲木 保君

千賀 康治君 高木 章君

中山 マサ君 黒澤富次郎君

若林 義孝君 受田 新吉君

渡部 義通君 船田 享二君

出席政府委員

文部政務次官 柏原 義則君

文部事務官
(学校教育局長) 日高第四郎君

委員外の出席者

専門員 武藤 智雄君

専門員 横田重左衛門君

四月二十二日

委員川端佳夫君辞任につき、その補欠として千賀康治君が議長の指名で委員に選任された。

(略)

○原委員長 日程第六、芸術大学に邦樂科設置の請願、水谷昇君外一名紹介、文書表第四一二号を議題に供します。

これは小宮校長よりいまだ一度説明を聞くことになっておりますので、採否はあとまわしといたしまして、とりあえず請願の趣旨を紹介議員より承りたいと思います。

○水谷(昇)委員 この請願は芸術大学邦樂科設置実行委員會の稀音家淨觀氏外三十五名の請願であります。私紹介議員の一人として、その趣旨と理由を申してみたいと思います。

今回の学制改革に伴いまして、昭和二十四年度より芸術大学が設立されますにつき、日本音楽も洋樂と同じく芸術大学の一学科として取扱われますことを請願するのであります。その理由は、昭和二十三年六月七日に東京音楽学校から文部省に提出されました芸術大学の音楽(学)部案には、日本音楽が除外されております。日本音楽は邦樂科の名称のもとに昭和十一年東京音楽学校に新設され、爾來十二年、洋樂と並行して本科の一学科として置かれ、卒業生百六十一名、在学生四十名を数え、日本音楽の發展と正しい古典維持のために盡して参りました。ただいま日本画が美術学校において重要な地位を占めておりますが、これもその当時におきましては、洋画でなければ画でないように言われておつたものであります。現在では非常に重要な地位を占めております。これと同様に、音楽学校における邦樂科も、將來大いに期待されるようになって來たのであります。この十二年の歴史を持つ邦樂科を芸術大学から除外するということとは、日本音楽のため、廣くは日本文化のため許さるべきではないと思います。これは音楽学校長の個人的私見によつて作成された大学案でありまして、幾度か開かれた大学案審議の教授会には、全然邦樂問題を不問に付し、一切審議せず提出されたものであります。その除外した理由は、邦樂は近い將來消滅すべきもので、發展性がない。理論が確立していないから、大学で扱うのにふさわしくないというのであります。邦樂に理論がないならますます邦樂

人を大学において教育し、理論を確立しなければなりません。高い教養を身につけ人格をつくり、進んで洋楽と交流し、西洋の理論をも研究し新しい時代にふさわしいすぐれた日本音楽の演奏家、作曲家、理論家、評論家、教育家をつくり、眞の日本音楽への道を開くのが芸術大学の本旨であろうと思います。理論がないとは申しながら、邦楽の立場としては、各流派とも相当の理論を持つております。能楽を初め琴、三絃のすべてを芸術大学の学部から抹殺するということは、文化國家として復興すべきわが國の國情からして、まことに悲しむべきことと存じます。校長は学者の研究と保存のみを主眼として研究所案を主張しておりますが、邦樂人に高い教養を與えなければ、古典の保存も正しい研究も望み得ないであります。学部には邦樂の講座がないのに研究所だけ設けても、芸術の發展上無意味であると思います。ことに現在では研究所も容易にできないような状態であります。私どもは邦樂の現状にかんがみ芸術家の人間をつくる重要性を思い、邦樂を志す青年達も、洋樂の志望者と同様、芸術大学において十分な教育を授けられんことを熱望いたします。この点につきましては現在の音楽学校の卒業生がこの点十分自覚しまして、この熱望があるのであります。

以上のような理由によつてこの請願をするのでありますから、何とぞよろしく御審議の上御採択あらんことをお願いする次第であります。

○原委員長 政府の所見を伺います。

○日高政府委員 芸術大学の構想の中に邦樂が入っていないという点についてのいろいろな御批評及び御不満は、昨年の夏からしばし

ば承つておるのであります。そのうち音楽学校から出して参りました案の中には、音楽研究所というものを設けて、日本音楽を學問的に研究すると同時に、他の音楽の理論をも研究いたし、そうして日本音楽の將來の發展のために、深刻な反省をするというような案になつておつたのでありますけれども、御承知のように經濟九原則によりまして、新しい事業を始めることは、本年度においては全般的に抑制せられておるような折柄、芸術大学の中に音楽研究所を設けるといふことも、おのずから差控えなければならないような状態になつておりますので、音楽研究所もできないわけであります。こういう点から私どもとしては音楽学校の当事者に対して、邦樂の取扱ひについても一應考慮してもらうように、すでに交渉はいたしてございます。もう一つは新制の大学に芸術大学をつくるという、いわばわくの問題でありますが、これには文部省といたしましても多少むりがあるように感じておる次第であります。主として學問や技術を教育する機關を目標にしてできました新制大学のいろいろの條件と、芸術家を養成することに相當な重きを置いておる芸術大学の構想の中では、少しく違つた面があつていいのではないかというのが、いろいろ問題の起きましたあとでわれ／＼の考えた点であります。こういう点で一般の新制大学と同じように、理論的の部門を技術や実験と並べて必ず修めなければならないというような、悪い言葉で申しますと、きゆうくつな制度は、芸術家を養成する場合にはかえつて害のある場合もありはしないかということを、検討の結果氣づいたのであります。そういう点につきましても、芸術大学の方に幾らかの運営上の自由さを認めてはどうかという考えを持つ

ておる次第であります。この点も音楽学校の方に交渉をいたしました、できるだけ何らかの形で他の技術の面と同じようなとりはからいを、邦楽についてもしてもらえないものであろうかということを申し込んでおるのですが、まだはつきりした返事に接しておりません。

それからこれはつけ加えて申し上げることでありますが、音楽学校長の芸術に対する熱心とその理論的反省ということにつきましては、私も十分に虚心坦懐に聞いておりまして、私どもの知らないことや氣づかないような点で相当深刻な反省をしておることは、私も認めないわけに行かないのであります。これは行政的な立場から簡単に押しつけることには、慎重を要しなければならぬということを考えてはおるのでありますが、しかし日本音楽を、欠点があれば欠点があるところを補充して育てて行く意味において、芸術大学のうちのコースにそういうものを置くことには一般の御希望もありますし、文部省といたしましても、その点は考慮してもらうように望んでおる次第であります。芸術上の反省や理論等につきましては、先ほど委員長からもお話がございましたが、小宮校長から聞いていただくことを私もお願いしたいのであります。いろいろ聞いたのでありますけれども、事が非常に微妙な微細なところになつておりまして、私からこれを再び私の言葉をもつてお伝えすることは非常にむずかしいのであります。その点は専門家である小宮校長から御聴取いただきたいと存じます。

なお私はつけ加えて申すのでありますが、率直に申しますと、小宮校長は日本音楽に対しては相当ゆかりの深い人でありまして、う

わさですから、どこまで事実かは知りませんが、若いころには娘義太夫にこつておつたというようなことも聞いております。その後歌舞伎や何かについて非常な関心を持つて、吉衛門等とも非常に親密な状態にあることも聞いておりますし、また歌舞伎の批評とか、あるいは日本芸術の閑雅とか、あるいは傳統だとか、あるいは奥義だとか、そういうことについても特別な研究もいたし、関心を持つておる人でありまして、日本音楽に対する軽い意味での輕蔑とか反感とかいうものを持つてゐるものではないことは、私の信じて疑わないところであります。それらの点についてはむしろわれ／＼よりは、あるいは皆様よりはもつと日本音楽について深い理解を持つておるのではないかと思うくらいでありまして、そういう人が言い出したことについて、ひとつとくと御承知いただければ幸いだと思ひます。

○圓谷委員 日高等学校局長は、たいへんに小宮さんの日本音楽の理解あることをただいま御説明になつたのですが、先日小宮さんのお話になつたことでは私ども納得できないので、いま一度小宮さんをここへ呼んでいただいて、そうしてもう少し小宮さんの意見を聞くようひとつ委員長においてとりはからつていただきたいということが一つ。

それからもう一つは、今度参議院の方でも用意しているという文化財の保存法案であります。この点から見ましても、邦楽が今回音楽学校から取去られるというのを憂えるものでありますし、かつまた皇室における雅楽もこの委員会から何人か行つてごらんになったことと思ひますが、ああいうふうな民族の長い間の歴史的な

のを、私は存続したいという考えを持っておりますので、水谷君の説明された請願については、この委員会において相当研究いたしまして、一旦これが廃止されれば、音楽的価値がないとして葬り去られるような心配を持っておりますので、特に申し上げておきます。

さらに日高局長にお伺いしたいことは、大学設置法案なるものが近くこの委員会に付託になることですが、大学設置法案の中になれば、文部省なり、また大学設置委員会においてこれを採択して取上げることができるかどうか、その点ひとつお伺いしたい。

○日高政府委員　ちよつと誤解のないように申し上げておきますが、私は小宮校長の意見を、うのみにしているわけではないのであります。それには多少異存もございますし、また實際上の取扱いとしては小宮校長の意見を決してそのまま取扱うという意図はないのでありますから、その点を御承知おきいただきたいと思ひます。そうしてすでにこまかい議論につきましては、専門家とわれ／＼しろうととの論議では、一致しないところがあるのでありますけれども、全般的の教育の面において、理論がないから全然大学に入れないということには、私も不服の点がございしますので、初めに申しましたように、学問の教育機関と芸術の教育機関とは、必ずしも同じように取扱わないでもないではないかというのが一つの論点であります。そういう面で、たとえばバイオリンの奏法を教えることと、三味線の奏法の教え方との中に、それは現在の段階においては、一方は理論的なものがあり、一方は勘が主であるというような点は、程

度の差であつて絶対的の差ではないのではないかということが、私どもの考えであります。こういう面でバイオリンを一生の仕事にするような人が、専心やるのが可能であるならば、三味線を一生やるというような人があつてもいいのではないか。こういう場合に道を開いておいてほしいということを、私も学校長に申し込んであるわけであります。誤解はないと思ひますけれども、私は小宮校長の説をうのみにしておるのではないということだけ御承知おきをいただきたいと思ひます。

それからもう一つは、今申しましたことと連関いたしましたので、大学設置委員会においても、私どももこういう問題があるということとはあらかじめ大学設置委員会に説明してございますので、幾らかあとのとりはからいができますように、これは表面には出ておらないのであります。全体の学科の編成はさしつかえないが、芸術大学の特殊性を発揮できるよう、將來一層くふうを凝らすことが望ましいということ、希望条件の中に入れてくだすたのであります。こういう点においても、なお学校当事者とよく相談をいたしまして、あまりむりでない処置をいたしたいというのが文部省の考えでございます。それからもし附帯条件というようなものをおつけになるようなことがあつたといえますれば、現在のわくの中でも若干の操作はできると信じております。

○水谷(昇)委員　ただいま日高局長の御説明を伺つて芸術大学は他の新制大学と異なつてもいいのだというようなお考えは、私も賛成です。洋楽においても、いわゆる五線符^{ワグネル}を同じように引くのならば、芸術はないと思ひます。その人々によつて、ほんとうの芸術が現わ

れて来るのだと思う。こういう意味から言うと、もちろん邦樂にも五線符^{フタ}を使つておるのでありますが、洋樂に比べてその点がたとい劣つておつても、芸術としてはそれで私はいいのだと思ふ。それから理論がないということについては、人間としての一般教養を身につけて行きますならば、そこに芸術の理論というものが生れて来るのだ。今までの日本音樂をやつておられる人は、そういう点に欠くところがあつたので、せつかくのその芸術を理論的に發表する發表の能力が足らなかつたように考えられる。それでありすから、一般的教養を高めることによつて、りつばな理論が生れて来るのだと思う。美術学校における日本画のごとく、今日重要な地位を占めておりますが、そういうようなことになつて行くのだと思います。

なおもう一点お伺ひいたしたのでありますが、邦樂科を本科にいたしまして、百四十数名の卒業生を出したのでありますが、卒業生が邦樂に対する深い反省から、流派や家元制度にとられない学校教育をしてもらいたい。こういう自覚がありまして、特に邦樂を芸術大学に入れてもらいたいということは、そこから出発しておる。これは私考えるのに、邦樂科を音樂学校の正科として入れて生徒を教養した、その教養したたまものがここに現われて來たのだ。教育の最も大切なことがこれでも私はわかかと思ふ。そこでこの点については、日高局長はどういうふうにお考えになりますか伺ひたい。教育が最も大切だという点から言うと、芸術大学の一学部に入れてこれをりつばなものに仕上げるということが、最も日本の文化を高めるゆえんである。かように私は考えるのでありますが、この点に対する御意見をお伺ひいたします。

○日高政府委員　ただいま私が申し上げたことに、多少不徹底のところがありますので、補足しておきたいと思ひます。芸術大学が新制大学である限りにおいては、最小限度の大学設置基準というものを守らなければならないという制限があるのであります。それにも私は多少むりがあるのではないかと——これは正直な告白なのであります。最小限度の制約と申しますと、たとえば一般教養が必要だという場合に、芸術家になろうとする者が、ほかの、たとえば経済大学とか、あるいは工科大学とかいうのと同じように、一般教養をいたさなければならないといはしますと、音樂をやる人とか、あるいは美術をやる人等が数学をやつたり、物理学をやつたり、あるいは社会科学をやつたりすることは、むしろ非常に不得手な（こ）とでありまして、そういうものを必ずある單位とらなければならないというふうにきまりができますと、これは勉強のひまがなくなつてしまふ。非常に不得手のものに、また消化のできないような方面のことをむりやりに食べさせるようなことになりますと、消化不良を起して、益になるのではなくて、害が起る、こういう面も相当ありはしないかというのが、私の心配なのであります。こういう点から言いますと、一般教養は必要だと思ふのでありますが、それは芸術の姉妹芸術に対する理解とか、あるいは一般の文化的教養とかいうもの、あるいは人文的の教養というものは、芸術家になるものにも非常に役立つ。狭い範囲にとじこもつてほかのことが全然わからないということではなくて、廣い見地から自分の芸術の特色や、役割りというようなことを反省できることは、芸術の發達にも非常にいいことだ。そういうふうに通つておるのでありますけれども、今

申し上げましたように、規定された最小限度の中にも、数学や、物理学というようなものが入りますと、芸術家に数学を教えるというようなことは、私の経験から言いますと、これは大にわら食わせるような、あるいは馬に肉を食わせようというような、そういうむりがありはしないかというのが私の憂えている点でございます。これを新制大学の規格からはずしますと、大学にならないわけでありまして、形式上はどうしてもそれを置かなければならないということになっておるところに、現在の芸術大学の案そのものにも改正すべき点があるのではないかと思います。これは普通の学校とは違っています、いわゆる学校教育法に縛られない各種学校として、大学程度、あるいは大学以上の学校というようなものができればいいのではないかと。こういうことを考えておるのでありますが、しかしそれは用意ができませんでしたので、今さしあたつては一般の大学の基準に従つて出発するという應急の処置をとつてあるわけであります。こういう点から考えますと、すべての芸術、ことに従来の美術学校や音楽学校に入つた者が、出るときに学士号がほしいという者はほとんどないと思うのであります。むしろ学士号なんというのは第二、第三の問題でありまして、出た人がほんとうに実力を身につけるということが、学生たちの一番望んでおる点だと思ふのであります。その実力をつけるのに必要欠くべからざる理論的の訓練とかいうものは、その方が將來の発展にはいいと思うのであります。必ずしも学士号をとらないでもいいようなコースを考えることが、最も適切ではないかということが文部省で論議をした結果なのであります。しかしそれをすぐは法制化することができませんので、そういう心

持をもつて、今の状態でできる限りのくふうをいたしたい。その中にはほかの技術の面と同じように邦楽も入れてほしい。こういうのがわれ／＼の考なんでありまして、今お話のございました邦楽の方の流派だとか、あるいは家元だとかいうものを超越して、どこの流派に属しても、どの家元に属しておる者でも、すぐれた者は虚心坦懐にすぐれた者として学び得るような反省や態度は、今後の日本の芸術のためには非常に好ましいことではないかと、私自身考えておるのであります。

○千賀委員　私の発言は、ただいまの邦楽の問題についてであります。が、せつかくの機会ですから皆様にごあいさつ申し上げます。今日からこの文部委員会のお仲間入りをさせていただきますから、どうぞよろしくお願いいたします。

この前制限漢字の問題で文教委員会に発言を求めに参りましたときは、ちようどやはり邦楽の問題が論議されておつて、その時には家元師匠がたくさんこの席上に詰めかけておられたときであります。ちようど今日同じ問題がここに論議をせられつつあるのでありますけれども、私はこの問題がいまだ当局の採択するところにならないということにつきまして、非常に遺憾を表するものであります。制限漢字の問題も同様であつたのでありますが、これは学者とかあるいはその専門家とかいうものが、あまりにも大きな変動である敗戦の今日、並びに支配國に支配されておるこの今日、どぎもを失つて、何とか自分たちもかわつたようなまねをしないと、あれは旧態依然として新しい事態に即應する能力がないんだというようなことを支配者に思われると、つい飯の種がなくなるだろうという心配か

らじやないかと思うのですが、とつびなことをみんな始めて参ります。この点は実に日本全体の社会各層にその弊が現われておもうのでありますが、制限漢字も同様であり、また音楽をやる方みずからが邦楽にけちをつけて、大学の面から邦楽を抹殺しようなどと考えることも同じだと思ひます。明治以來の教育も、すでは半世紀以上の年月をけみしておつて、その間一貫して小学校、中学校等におきましては、邦楽というものとは全然縁のない西洋から渡つて來た旋律によつて、日本の子供たちは教育をされて來たのであります。これがほんとうに効果があがつておるならば、それが依然として今日も日本國民の音による情操というものを支配しなければならぬはずであります。が、半世紀以上にもわたつたその日本の過去の努力はあまり大した効果がなかつた。これによつて國民情操を一変させるだけの効果のなかつたことは事実であります。今日諸君は、櫻の下へ行つて酒を飲んで、ほんとうに飾りのないわれに返つた人たちが何を歌つておるかは、おわかりになりましょう。たいていは在來のどいつを歌うとか、さのさ節を歌うとか、また若い人でさえも大体歌謡曲を歌つております。学校で教えられた西洋の節に、日本語をはめただけの歌を歌う者はほとんどありません。十人の中で一人という割もあります。百人の中でどれくらいあるか知りませんが、大体は私が先ほど述べた歌を歌つて、それで音感による満足を得ておる。歌謡曲のごときは、あたかも西洋の歌をつくりかえたように見えまするけれども、そうではない。西洋の歌だけを日本人が歌つたのでは、何となしにもの足りないから、西洋の旋律、その節まわしに日本の歌謡を入れて、そこで日本化した西洋節を歌う。

これが歌謡曲でございましょうが、こうして日本人みずからが苦しむ中にも慰めを求めておるのであります。漢字についても制限を試みてみた。これも向う側にこびる學者の一つの運動だろふと思ひまするけれども、やることはやつてみたが、日本の全体の國民がどれくらいそのために難儀をなしておるか。また官廳自身も制限漢字を使わなければならぬために、必要な文字による表現ができない。とつびな文章をつくつたり、また一つの文章を書くために、制限漢字にあてはまつておるかおらないか、これを調べるために、そんなことを氣にしなければ五分間で書ける書類が、一本二十分も三十分も一時間もかかる。こういうようなむだだが日本全体の何十万という官吏の間で行われておる。その能率の低下から考へてみますると、一体益と損と比べてみたらどんなに大きな開きがあるのか。こうやつて参りますと、われ／＼がほんとうに考へてみなければならぬことは、一部の指導者がどんなに時流にこびるためにいろいろな運動をやつておりまして、國民全体の流れというものはなく／＼それによつて動かすことはできない。音楽におきまして、日本音楽は理論がないというようなことで、大学の科目にいたしたいというようないふちをつけてみしても、國氣^{キキ}全体がやはりそれでなければならぬというならば、大学の運動と國民の行き方とは全然遊離して來る。そんなことならば、むしろ大学なんかやめてしまつた方がいい。理論のためにというならば、大体音楽なんかは理論じやない。情操から來るもの、感情から來るもので、西洋の音楽も理論から始まつたのではない。ヴェー^{ヴェー}ト^トーヴ^ヴエンというピアノのうまい小僧が、自分の感情にまかせてひきなぐつたものを譜にして、あとから音楽

の学者という人々がこれにりくつをつけただけのことでありまして、西洋の音楽も決して理論から始まっているのではない。日本の音楽だつて日本流に理論をつける人があれば理論がつく。日本の音楽を西洋流の理論に当てはめて取扱つてみようというのであるから都合が悪い。あくまでも日本人の好む情操、日本人の好む音感、感情等を正しく解して、しかもこれらの人たちに樂しみを與える根源を日本的に理論づけて行こうということならば、必ずできるはずであります。それを西洋式にやりにくいからやめよということであ

つさりやめたならば、あの人は新日本運動に挺身しているということとで、新しい権力者から喜び迎えられようという卑屈な考えが相当たぎっているのではなからうか。この点をわれ／＼は非常に疑うものでございます。西洋の音楽の樂典から考えてみて、日本の樂典がいいか悪いか、あるいは日本の音楽の形式がいいか悪いかは、理論の差異でありますけれども、一世紀に近い努力で日本の学校が何億万人と子弟を教養して参りましたものが、結局学校を卒業してしまえば、日本人の生命に向にそれが宿つていない。ことごとく日本人というものは昔に歸つて、ある年配に達すればさのさ節やどどいつを歌い出すということを考えてみますときに、もつとほんとうに地についた民族全体をこのままの姿で教養するということを考えなければ、われ／＼は敗戦という苦杯をなめてほんとうに考え直さなければならないときに、再び明治以來のミステークを繰返さなければならぬと思います。今理論がないから日本音楽をやめよということを強行するとすればむしろことごとく日本の言葉も禁止してしまえ、文字も英語を使え、言葉も英語を使え、あらゆ

るものごとく英語になれ、米語になれ、日本のあらゆる形式は禁止するところまで行けば、またこれはもつと深刻な批判をすべきものがあります。それでなければ、今当局が考えておる程度の新運動は、百害あつて一利ない。私はこういうことを強く感じておるのであります。この線からお考え直しになれば、当然大学の音楽科目の方針から言ひましても、邦樂を無視することは賛同しがたいものであるということは、当然であると思うのであります。重ねて当局の御意見を伺いたいと思います。

○日高政府委員 小宮校長が権力者にへつらうような意味であいうことを言つたのでないことは、私の確信しておるところであります。そういうことは、私は絶対にないと思うのでありますけれども、私は音楽にはしろうとでありまして、内容的の價值批判というようなことは、私には僭越でありますから、これは今申し上げることはできないのであります。小宮校長は日本の官立の音楽学校の唯一の責任者でありますので、日本の音楽を今後どういうふうに發展させて行つたらいいかということについては、非常な苦心と苦慮をしておるといふふうに私は見ておるのであります。決して今のお話のようにこびるようなものではないと思つております。

それから文字のことにおふれになりましたがこれは私の申し上げる限りでないのであります。先ほど申しましたように、私は責任者としての小宮校長の言ひ分も十分聞いたのでありますし、またそれに対して反対の側の意見も聞いておるのであります。これを文部省の行政権の中の問題とするならば、私にも意見はあるのでありますけれども、なるべく話合ひで行きたいというので今日まで遷延し

ておるのでありますが、文部省としては文部省の案を小宮校長に申し傳えて、それらの点を反省もしくは考慮してくれということを言つてございます。まだ正式の返答を得ておりませんが、近いうちにそういうふうにとりかはりたいと思つております。

○千賀委員 小宮校長に全責任を負わされておるようでありますが、私は小宮校長という方は知りません。そこで恐れ入りますが、終戦前までの音楽教育者としての経歴をお伺いしたいと思ひます。

○日高政府委員 小宮校長は元東北大学のドイツ文学の教授でありまして、御承知の方も多いかと思ひますが、夏目漱石の弟子の一人だそうであります。本人自身も芸術家はだの人でありまして、先ほども申しましたように、日本の芸術、ことに演劇等については造詣の深い人であります。そして芸術に対する理解が深いというので終戦後……

○千賀委員 終戦前の音楽に対する位置を聞かせてください。

○日高政府委員 終戦前は、今申し上げました通り、個人としてどういう職業を持つていたか、私は知りませんが、東北大学の教授であります。

○千賀委員 音楽に関係はありますか。

○日高政府委員 音楽の關係は私は知りません。

○千賀委員 知らぬと言われれば、これは一番いい逃げ口上でございまして、おつかける手はないのでありますが、この人がもしも終戦前に音楽のオーソリテイだという自負を持つておられて、終戦前日本音楽に対する態度がどういうことであつたか、これがはつきり

知りたくてこの質問を發したのであります。それについておわかりになつておれば、私は伺いたいです。おわかりにならないければいたし方がありませんが、この問題は、小宮氏その人が音楽教育の中樞をゆだねるに足る人か、不適任な方であるか、これを考える一番大きな考查資料になると思うので、伺いたひのであります。

○日高政府委員 実は千賀委員のお見えになる前に、蛇足ながらつけ加えたのでございますが、小宮校長は若い時分には非常に義太夫などが好きであつたということを聞いております。私はその程度の認識でございますが、日本の音楽について決して無関心の人ではないということを申し上げただけであります。

○千賀委員 私は小宮校長がすでに終戦前に音楽教育のオーソリテイとしていすを占めておつた人かどうか、かつて音楽学校が邦樂を取入れておつたときに、いかなる言動をなした人であるか、これが大いに聞きたいのであります。もしもこの言動によつて、あの人は終戦前には邦樂を認めておつたが、自分は今度は認めないという立場になるならば、大いに小宮氏その人の資格に対して、私は議論を持つのでありますが、今わかりませんから、その点はまたあとにまわします。

○水谷(昇)委員 小宮氏の御意見は、もう一ぺん呼んでいただいて、十分お伺ひたいと思つておりますが、文部当局の小宮氏に対する考え方は、小宮氏が音楽学校の校長で、責任者であるから、特に音楽学校の校長の發言を尊重して聞いてみえる。小宮氏の個人の意見を尊重して聞いてみえるのか、小宮氏が廣く他の意見を総合して述べてみえるのか、その点は一体、文部当局は小宮氏に対してど

ういう態度でありますかお伺いしたい。

○日高政府委員　私は、小宮校長個人の意見ということについては、不満足でありまして、この前実は注意をいたしたのでありますが、これは少くとも教授会に諮つてもらいたい。そして教授会の意見を十分検討した上で意見の訂正すべきものは訂正して持つて来てもらいたいということを、すでに昨年の夏申し立てございます。そういう意味で、小宮校長は自分の意見を十分発表をして、そして教授会にも諮つたそうであります。そして諮つた上で決をとつたそうではありますが、その決については、故意に私どもの方には、何か思うところがあつて、どういうふうになつたかということは申し立て来ておりません。これは私の察しますところによりますと、邦楽の人は数が少く、洋楽の人は数が多い。数が多いというので、しかも今までの間、私の推察では、そう仲よく行つていなかったのではないかと思われるのであります。そこで決をとつて、多数だからというので、少数の人を押えるということを小宮校長はむしろ控えて、わざとそれを発表しないような、何と言いますか、氣を配つているのではないかと思うのであります。こういう点で音楽学校の教授会の意向は、ほぼ想像できるのでありますけれども、私は初めから、これは公にみんなの意見に諮つてくれということを特に注文をつけてございませう。私は決して小宮校長一人の意見を尊重する心持はございません。

○水谷(昇)委員　小宮校長が先日ここにおいでになつたときにも、私の意見、私の意見というふうにおつしやつてみえたのでありますが、ただいま局長の言われたように、教授会に諮つた、諮つたけれどもそれは発表してないのだということも、ここで発言してみえ

たのでありますけれども、そういうふうで、私どもが伺つておると、ずいぶん自分の御意見を主張せられることが多いようでありますけれども、これに対して文部省は、他の一般からの意見を何か調査をせられたか、研究をせられたのであるか、あるいはそういうことをしんしやくをして、そして今度の大学設置法案というものをとおつくりになつたのか、この点をひとつお伺いしたい。

○日高政府委員　これは実は邦楽に特別に同情を持ち、そして十分な研究をしております前の貴族院議員の某氏には、私は小宮校長の意見というものは妥当であるかどうか、参考のために聞いたことがございます。そのほか私どもの知つておる関係者で、あれが問題になつたときには、たび／＼方々の意見も聞いてございます。

○今野委員　関連して政府委員にお伺いいたします。私、芸術大学の内容について、詳しいことを知らないのですが、ちよつとお聞きしたいのですが、洋楽科とか邦楽科とか、そういう区別を設けるのであります。それとも音楽科ということになつておるのですか、どつちですか。

○日高政府委員　今度の組織では、中央に樂理科と申しますか、音樂理論をやらせて、それにピアノ科とか、器樂とか、聲樂とか、指揮だとか、そういったものをずつとあわせてございます。まん中に理論を置き、それから技術の面をずつとあわせて、一方では技術の方の理論と同時に、西洋画とか日本画とか、そういうものをずつとあわせて行つております。その中に私どもは一つ入れたらどうかというふうに話をしてあるのです。それからそれをやるのに、あまりきゆうくつな考え方でなしにやつたらどうかというのが、文部省の現

在の意向なのであります。

○今野委員 わかりました。

○原委員長 それでは理事会に相談いたしまして、適当な時期を選び、小宮校長を呼ぶことにいたしたいと存じます。

〔後略〕

〔第五回國會衆議院第一類第八号 文部委員會議錄 第十号〕昭和二十四年四月二十二日 一、三（七頁）

五月十一日

第五回國會
衆議院 文部委員會議錄第十五号

昭和二十四年五月十一日（水曜日）

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 原 彪君

理事佐藤 重遠君 理事圓谷 光衛君

理事水谷 昇君 理事松本 七郎君

理事今野 武雄君 理事稻葉 修君

岡延右エ門君 甲木 保君

黒澤富次郎君 千賀 康治君

高木 章君 田中 啓一君

平澤 長吉君 若林 義孝君

受田 新吉君 森戸 辰男君

小林 運美君 渡部 義通君

船田 享二君 松本六太郎君

出席國務大臣

文部大臣 高瀬莊太郎君

出席政府委員

文部政務次官 柏原 義則君

（学校教育局長）
文部事務官 日高第四郎君

（教科書局長）
文部事務官 稻田 清助君

（職業安定局長）
労働事務官 齊藤 邦吉君

委員外の出席者

議員 武藤運十郎君

衆議院法制局長 入江 俊郎君

参考人
（東京音楽学校長） 小宮 豊隆君

専門員 武藤 智雄君

専門員 横田重左衛門君

〔略〕

○圓谷委員 音楽学校長が見えておりますので、音楽学校長の発言をこの委員会において許すよう、委員長においてお諮り願いたいと思います。

○原委員長 小宮校長がお見えになつておりますので、参考人として御発言願うことに、お諮りいたしますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○原委員長 それではさようとりはからいます。

○水谷(昇)委員 その発言については私はこの前から申し込んであるのですが、発言を許してほしいと思います。

○原委員長 甲木君の発言中でありますから、終り次第いたします。

○甲木委員 先ほど申し上げます通り、音楽学校長としては邦楽を認めないという意見であります、これに対する文部当局の御意見を承りたいと思います。

○日高政府委員 この前の委員会で申し上げましたように、音楽学校の新制大学への轉換の案の中には、邦楽の問題は音楽研究所の中で適当な方法をもつて解決して行きたいという希望が出ておつたのであります。しかるに九原則によりまして新しい研究所を設けることの困難に出合いましたので学校の希望をいれることは今日の場合むずかしくなつております。先日音楽学校長に対しては、この事態に即して邦楽の問題にも適当な処置をとつて、たとえばほかの技術を専修するような科目と同じような形において、邦楽も取入れてもらえないだろうかということをお願いしておりますが、音楽学校の側でも研究いたしております、まだ正式の返答を得ておらない状態であります。今日学校長が見えておりますので、あとからでも私の方から学校長に聞きたいと思つております。

○甲木委員 世界歴史を見ますと、政治や経済は往々にして諸國民の間に不和を生ずる原因となつておるのであります。ところが眞善美の理想は諸國民をして互いに結合させるものでありまして、かのベートーベンの音楽は世界のすみぐまで鳴り響いておるのであります。今回の戦争においても、ドイツの敵國人であるところの各國

の軍隊は、陣地で、あるいは一般の人々は空襲を避けながら、かの音楽を歌い、かつ聞かなければ暮らして行けないという状態であつたのであります。音楽は洋楽のみが正しい音楽ではないと私は信じております。「ヒヤ／＼」わが國の邦楽は日本民族が長い歴史とともに長く育てて來たので、一朝一夕に捨て去らるべきものでないと思ふのでございます。戦いには敗れたといつても、國民性が根こそぎ外國風にかつたわけではないのでありまして、日本の古い美術とともに、日本人に捨て去ることができないものはすなわちわが邦楽であります。アメリカ式流行の流れに押し流されて、邦楽を捨て去るようなことがあるならば、何年かの後にきつと悔いることがあると思ふのでございます。現在の青年男女でも、すべてがジャズなり洋楽だけを愛好しておると思つておりません。ある電氣会社の労働者はこう申しておりました。あまりに欧米色一点ばりで邦楽を音楽学校でとりやめるといふような話であるが実に情ない、われ／＼は邦楽によつてのみ祖國日本の再建を思うときが朝な夕なある。竹のといから落ちる水の音、このさびは日本人でなければわからぬ。洋楽は洋楽のよさがあり、また邦楽には邦楽のよさがあるのでございます。日本民族の滅びぬ限り邦楽は捨てられぬという私どもは信念でございます。どうぞこの点を当局といたしましてはお考えのほどをお願い申し上げておく次第であります。

○圓谷委員 小宮校長にお伺いいたします。邦楽を廃止する理由につきましては、この前小宮校長より親しくお伺いしたのでありますが、私はどうしても納得行きません。しかし今この点についての論議を小宮さんといたしても時間がかりますから、これはやめるこ

とにいたしますが、小宮先生も邦楽の重要性についてはお認めになつておる。そうしてこの前の御意見によつても、研究所を設置して邦楽の研究をするという御意思であつたようでありますが、これはただいま政府当局の御答弁もありましたように、予算的措置上この研究所は設置せられなくなつたのであります。そうしますれば小宮さんは、邦楽の研究所のない音楽学校から邦楽をとる、邦楽を音楽学校に入れないという御意思であるか、第一にそれをお伺いしたい。

第二には、今回文化財保護法案が提案されることになつておるのであります。この法案の骨子とするところは、文化的遺産がわが國文化の傳統と精髓の象徴であることを認識し、周到の注意をもつてこれを保存し、且つ利用するように努めなければならない。とありまして、第三條の第一項においてその一号に、この目的を達成するために建造物とか絵画、彫刻、工藝品、筆跡、史料、演劇、音楽ということも入つておるのであります。しかもこの法律によりましてこの音楽を委員会が命令することができるようになつておるのであります。こういう場合において、文化財保存の重要性を國民の代表であるわれ／＼議會が認めて行く場合においては、小宮さん一個人の考えとしても、自分の意見をもつて音楽学校にこれをどうしても置かないという強い御意思であるかどうかをお伺いしたいのであります。

もう一つは、これは文部大臣にお伺いいたしますが、前の小宮さんの御意見によれば、かく／＼の意見のうちに、これは私の考えである、私の考えであるとか／＼おつしやる。なるほど洋楽と邦楽との教授の賛成か不賛成かの決はとつたように承つております

が、これを御発表にならない。そうするとどうしても小宮校長お一人のお考えであるように私どもは受取つたのであります。しかし國会の意思として、われ／＼國民の代表者が邦楽は置くべきであるということをこの委員会が認めた場合において、文部大臣は小宮さんの御意見を尊重して廃止するか、またはこの委員会の意思を御尊重になるか、どちらかをひとつお伺いしたい。

○小宮参考人 邦楽を大学に入れない氣かというお話でございますが、私は全然入れないというふうなことを考えておるものではないのでございます。ただ大学教育の中に入れるには、邦楽は不適當だから、大学の教育の本筋の中からは取除きたい、また取除くべきであるというふうに考えております。しかし邦楽というのは、とにかく日本に長い年月をかけて、日本人のはらわたにしみ込んでいゝるようなものを持つてゐるものでございますから、それを全然大学の中から捨て去るのはよろしくないというふうに考えまして、別科としてこれを置きたい。別科として、つまり正科ではないけれども、別科の中に邦楽を入りたい。その理由はこの前もちよつと申し上げましたように、大学教育の中に入れるほどの理論も系統も立つていないという弱点がありますので、音楽研究所でそれを一方では研究させて、ちゃんと理論を與え、系統を立てて、そうして一般の教育に向くようなものにした上で正科に入れる入れないを考へるべきである。さしずめ今のところは邦楽は技術だけなのでありますから、技術だけを教えるというのなら、音楽学校の正科に入れないで別科に入ればよろしい。別科は邦楽だけでなくて、洋樂の方にも別科というものを置いてあります。それは一般教養だの、あるいは学

科だのの入学試験には十分な点数はとつていない。しかし技術はすばらしくできるといふうな学生が、これまでの音楽学校の場合にもちよい／＼出て来るのでございます。ところが技術だけでは音楽学校には入れるわけに行かない。これはどうもやむを得ないから落そうとか、あるいはこれはあんまりよくできるから何とかして助けてやろうというふうな手心を加えて今までやつて来ておつたのでございませう。そういうふうな、一般的な教養は十分ではないけれども技術がすばらしくできるといふうな人の技術を伸ばさせるために、洋樂の方にも別科を置く、従つてまた邦樂の方にも別科を置く、そういうふうなことをして当分の間進んで行きたいというのが私の考えなのですけれども、私の考えは私の考えでございまして、この委員会ですら邦樂は入れなければいけないといふうな御意見がきまりましたならば、もちろんこれは國民を代表していろいろなことをお考えになる方々の御意見が一決したことになるわけでありますから、それに対して私はなお置いてはいけないというようなことは、私の立場として言えないわけです。これは御決議に従うより仕方がないと思います。

私が邦樂を認めないとか、あるいは邦樂を低級だといふうに考えてないことは、私は四十年来歌舞伎のことをやつて参りましたし、それから能のこともやつて参りました、俳句のこともやつて参りました。日本のいいものがどういふ点にあつて、どれだけの世界に誇るに足るものを持つているかということもわかつておるつもりでございます。ただし日本は日本の傳統としましても、どの傳統は將來に生かすべきであるか、どの傳統は生かすべきではないかというその

判断をはつきりつけた上で、これから先の方針を決定すべきだと私は考えておりますので、私の判断では洋樂といふうなものを、それから邦樂といふうなものを二つ並べて考えて、これから先の音楽は洋樂が本流になるべきもの、また教育するとすればその本流に従つて教育すべきであつて、日本の音楽はそういうピアノを使い、ヴァイオリンを使う中から日本の傳統的な精神といふものはけつこう流れ出て来るものであるといふうに感じておるものでございませうから、それで私はこれまでのように考えておる次第でございます。

○柏原政府委員 藝術の問題は非常にむずかしい問題であります。もちろん文部省は役所でありますから、きめなければならぬのであります。藝術とか宗教のような深い問題になりますと、事実役所では決しかねる問題でもあります。また國會においてもきめにくい問題もあると思います。各方面の多数の代表ではありませんが深い眞理とかあるいはまた藝術とかいふ問題になりましたら、多数できめたことが必ずしもいいとは言えない場合があるのであります。後世に悔いを残す問題もあるという点、私は多数主義を排斥するものではないのであります。多数は尊重するのであります。しかし音楽学校は小宮先生の塾ではないのであります。公の学校であります。教育方針を立てる場合には、大体は校長にまかすべきであります。塾ではないのでありますから、自分の意見がこうだからといつて、たとえて申しますなら、自分が民自党の校長であるから共產党はこうしてやろう、これは私は邪道だろと思うのです。そういう意味で、自分の教育観から教育全体を押えつけないといふことは、一つの邪道だと思ふのであります。私ここで申します

のは、これは文部省の意見というよりは主観が入っておりますから御了解願いたいと思うのでありますが、これも文化財保護法と深い関係を持つもので、文化財保護法の中には無形の文化も残す、その無形の文化の中には浪花節も入るだろう、謠も入るだろう、こうなつて参りますと限界の判定が非常にむずかしいのであります。今度も五人、六人の専門家の意見できめるのでありますが、おそらくどの技術には政府が金をやる、何にくれぬ、こうなると謠がもうか、浪花節がもうか、非常にそれをめぐりまして専門の立場から、けんかの始まることは火を見るよりも明らかであります。そういうような関係もありますので、非常にむずかしい問題であります。しかし音楽学校は文化財保護法におきまして、邦楽のある一部のものは、非常にこれを尊重して残さなければならぬというような結論も出、国会においてもそうだとこのように両方からそういう結論が出るとすれば、校長は校長の塾ではないのでありますから、その意見に従わなければならぬだろう、こういうふうに私は解釈するのであります。

○圓谷委員 小宮さんにお伺いするのですが、邦楽には理論がない、しかし勘というものはお認めになると思う。日本人は非常に直覺力が発達している。ザヴィエルも、日本國民は東洋において最も理解の早い國民であると言っております。こういう点は、絵画とか音楽から養成されて来る。そこで理論がないとして、理論というものは研究の上、形式でできないという御認定であるのかどうか。理論がないけれども、この理論は、あなたも造詣が深いとおっしゃるのですが、これはとうてい不可能な問題であるとお考えになつておるかど

うかということをお伺いたい。今柏原政務次官のお話は、私の聞いたのと見当が違つて自分の私見を申された。そうでない、國會の意思によつてこの委員会がきめたことと、小宮校長の意見を尊重するか、どちらを尊重するかということを聞いたのであつて、一分間でお答えになればいい。どつちを尊重するか、あなたが、私はそう考えるでは困る。文部大臣を代表しておっしゃるならば、そこをはつきり簡單明瞭に、一言でわかる、その一言をお聞きしたい。どちらを御尊重になりますか。

○小宮参考人 邦楽は理論的な研究ができないとは私は思つておりません。ただ今までの研究者が理論的なものをちつともこしらえていないという事実はあるのでございます。

○柏原政府委員 先ほど長々申しましたが、その結論は國會の決議を尊重する。そのようにきめるのが当然であると最後に申したはずであります。

○圓谷委員 私は考えるでは……。

○柏原政府委員 それは途中はそうでありましたが、しまいはそういう結論になりました。

○水谷(昇)委員 小宮校長さんにお尋ねするのでありますが、私は音楽については一向無学な者でありますので、質問的がはずれるかもしれませんが、あらかじめ御了承の上、よくわかるように御説明を願いたいのであります。この間小宮校長の大学に邦楽を入れないという理由として、三点をあげられておつたのでありますが、簡単に申しますと、第一は金の問題である。第二は理論的、歴史的研究ができていないということ、第三は教育の方法として技術ばかりで

理論的に段階的に教えることができないのだというような三点を伺ったのでありますが、私の今申し上げました以外に、もつと重要なことがありでありましたら、もう一回つけ加えて御説明を願いたいと思います。

○小宮参考人 私の理由とするところは、今仰せになりました三点で盡されていると思う。ただ三点の中で重要な重さの点から申しますと、第一よりも第二が重い。第二よりも第三が重いというような重みのつけ方が一、二、三と違っているだけのことです。

○水谷昇委員 それではお尋ねをいたしますが、邦楽は將來において発展性がないのかどうか。將來の日本音楽としては、極端に言うとは無益であるか、あるいは價值がないのであるか、有害となるのであるか。それから藝術大学に邦楽科を入れたいという國民感情を、校長は無視されるのかどうかということ、それから教育基本法によりまして、教育の機会均等ということがありますが、これを御尊重になられるのかどうか。小宮校長さんが校長として訓育せられました在校生、卒業生が、一般の教養をより以上に欲し、人格の向上をこいねがつて、さらに家元制度なる封建性を打破して、邦楽の革新を熱望することを否定されるかどうか、もし否定せられるとすれば、みずからの教育によって制度がそういうふうに向うして來たものでありますから、自分の教育を否定することになるのではないかと考えられるのであります。これらの希望を達成せしめ、教養することによつて、校長さんのおつしやる、つまり將來校長の理想とする理論の發展を実現するのではないかと思われるのであります。この辺の御意見を伺いたい。教育は私はものを殺すような

ことをしてはいけない、すべて生かして行くことでなければならぬと思います。現在音楽学校において能樂と長うたと琴とこの三科が正科としてあるものを、これを今度の大学には入れないということは、一面から言うとは殺すようなかつこうになると思うのであります。これは教育の精神に反するものではないかと考えられます。西洋音楽に対しまして、じやまするものでもなく、洋樂とともに生きて行くとするのでありますから、私はそういう生きて行くとする般若の精神で行きたいと考えるものであります。この点についての御意見を伺いたい。

それから校長さんが計画をせられました研究所の設置というものは、今日では実現しない。このままでは邦楽は自然に消滅するよりしようがないのであります。この責任をどうするのであるか。元來この問題は單なる學者の藝術論上の問題ではないと思います。一國の文化行政の問題でありますから、金の問題については校長先生が一人御心配にならなくてもよいものであります。ことにこれは一つの学校内の小さい問題ではない、こう考えるのであります。以上のような点について納得の行くような御説明をいただきたいと思ひます。

○小宮参考人 邦楽の將來の發展性という問題になりますと、これはどうも私一個の意見になるかもしれないと思ひますし、また發展性があるとかないとかいう問題は、水かけ論になるおそれがあると思うのであります。実は私は邦楽には將來の發展性はないというふうにしかな考えられないのです。その意味で邦楽の將來に対しては私はスケプチックなんです。その理由は、邦楽は長い歴史を持つてい

るに違いなければ、しかし琴だの三味線だのというものは、徳川の時代になつてから発達したものでありまして、また徳川の時代に完成したものでございますから、いわば徳川の町人の趣味あるいは感情、あるいは思想といへば言い過ぎるかもしれませんが、そういうものを表現しているものではあるけれども、もつと古い時分から、二千年なら二千年の歴史を貫いて日本に流れている日本の民族精神というふうなものを、十分に表現し得ておるものとは、私は考えられないのであります。ことに江戸時代には、音楽は遊里の生活と結びつき、あるいは芝居と結びついて、江戸の町人一般の好尚を代表し、また好尚をしつて來てくるような形になつております。その徳川の町人文化というのは、たいへんいいものもあるし、また一方からいへば、今日の時勢には非常に適しないものをたくさん持つておる。そういうふうな意味で、琴だとか長うただとかいうもののいいものと悪いものをよりわけて、今日の時勢に適するとか、あるいはこれから先文化國家としての日本人の榮養の源になつて、新しい力を奮い起して新しい仕事をしようという、その仕事の燃料を供給することができるような力は、持つていないと私は信じております。

第二番目に移りまして、國民感情の問題をどう考えるかというお話でございましたが、私の考えによりますと、この國民感情というもの、はたして長うたあるいは箏曲、そういうものだけに由つて國民感情が満足しているかどうかということは、よく／＼考えてみると、相当疑問ではないかというふうに思われる。たとえば民謡だとか子守うたとか、ああいうふうなものは、長い年月の間に土の

中から生れ出て、土のおいを持つているものでありまして、これこそむしろ國民の血の中に流れている根本的な感情を表現しているものではないかと思うのであります。しかし三味線とか長うたとかいうことになる、そういう土の中から生れ出たものを、その土を洗い落してしまつてお座敷へ上げて、お座敷の中で発達したものが、琴だとか三味線だとかの曲だというふうに私は考えております。従つてこれをもつて國民の代表的な音楽である、あるいは國民感情の全部を表現しているものであるというふうに考えて、そういうものを入れないのは日本の現在の國民感情にさからうものであるというふうな説をお立てになるのは、私には少し合点が行かない点だと思ひます。それは一般的に抽象的に申しまして、日本に古くからある音楽を日本の國立の大學に入れないのは不都合ではないかと言われれば、それはその通りであります、具体的な問題として、琴をなぜ入れないか、入れないのは國民感情に反する、あるいは長うたとか三味線を入れないのは國民感情に反する、こうおつしやることは、現在の長うた、琴というものが、どのくらい程度に國民に瀾漫しているか、あるいは國民全体についてどのくらい程度三味線を喜び、琴を喜ぶようになつているかというふうなことを、もう少しはつきりつき詰めた上でないと、なか／＼結論は出ないのではないか。事実私の狭い経験でございますが、私の方の音楽学校で邦樂科の演奏会と洋樂科の演奏会と日を違えてやるのがたび／＼あるのでございますが、その場合でも、聞きに來る人の数から申しますと、邦樂の方へ聞きに來る人の数はたいへんに少い。これは單に私の方の邦樂の扱い方がこれまで冷淡だつたとか、あるいは洋樂の方は優遇

したとかいうふうなことではなくして、一般の傾向がそういうふうなところにあると見てさしつかえないのではないか。それはたとえば毎日曜日にやつておる放送局のどの自慢を、ごらんになつても、どの自慢に出て来るパーセンテージは、日本の音楽をやるのと、西洋風の音楽——西洋風の音楽と申しまして、流行歌だとか主題歌などでありますが、そういう西洋風の歌を歌う方の人がはるかに多い。しかも日本流の三味線を使い、あるいは琴を使つて、のど自慢をしようというふうな人のパーセンテージは、非常に少い。そのことから考えても、そも／＼長うたを入れないから、あるいは能を入れないから、あるいは琴を入れないから、國民感情にさからうというふうな結論は、出て来るはずがないように思う。

それからもう一つ、若い邦樂の學生たちが革新の意氣に燃えて、家元制度を打破したり、新しい音楽をつくる意氣込みでもつて、一生懸命にいろいろ勉強しようとしておる。その革新の意思をお前は否定するのか、しないのかという御質問でありましたが、私はもちろんこれを否定はいたさないであります。革新するのはけっこうです。家元制度などというものは、日本の音楽を毒していることはなほだしいものでありますから、そういうものはどんどんこわれてしまふのがいい。従つて若い人が革新の意氣に燃えてそういうことをやることは、私は賛成であります。ただ私が考えるのは、邦樂を勉強しながら、邦樂の革新はできない、できないのではないけれども非常にむずかしいというのは、邦樂の人たちはやはり家元制度の中に育つて來た。家元もしくは家元に近い者から教わつておるのでありますから、どうしてもそういうふうな空氣にかぶれやすい

し、人情上そういう者は当人はそういうふうなものに巻き込まれないつもりでも、自然とそういうものに巻き込まれる傾向がございます。のみならず私から申しますと、今まであるような邦樂を使つて、その邦樂の上に西洋音樂のようなものを継ぎ木をして、その継ぎ木をしたものから新しい日本の音楽をつくらうとするのは姑息な手段であつて、事實は本人がやろうとし、また天才が出て來れば、それは革新はできないかと思うのでありますが、一般的な考え方としては、そういうことは私はどうてい——どうていというのは言い過ぎかもしれませんが、まず非常に困難なことである。それよりも私の言うのは、西洋音樂の知識を十分に取入れて、そして一方では三味線を捨てられない人、あるいは琴を捨てられない人は、家におつて琴を勉強し、三味線を勉強しながら新しい西洋音樂の知識なり、あるいは新しい現實の感覺なりを積み重ねた上で、日本音樂に關して日本音樂を革新するというのが一番近道だろうというふうには私は考えておる。これは事實邦樂の學生にも私はそういう話をしたこともあるのであります。

研究所は、今年は例の經濟九原則で吹き飛ばされてしまつたのであります。これは私は來年の予算を請求して、來年度にぜひつくりたい。これはまた文部委員會の方々にもお願いしたいのであります。これはこれは今年ではできなくとも來年、來年はできなくとも來年にでき上るようには御助力が願いたいと思うのであります。実はもし音樂研究所ができなかつたときには困ると思ひまして、文部省から、人文科学研究費というもので研究の保護をする制度ができております。実は音樂研究所でやつてもらおうと思つていた問題の一

つ二つは、もうすでに人文科学研究費から研究費をもらいまして、ぼつ／＼やりかけてもらつておるのであります。これがつまり音楽研究所ができればそれを音楽研究所へ持つて来て、もう少し金をかけてもいいような方法をもつてどん／＼発展させて行けるだろうと思うのであります。今芽をふき出しておるような形で、一つ、二つ願ひ出ているのがあるのであります。それでは音楽研究所ができなければ、邦楽はどうなるかというお話でございますが、邦楽はまだ実は音楽学校としての邦楽科というものは三年間あるのでございます。三年間の人たちが、みんな卒業してしまつたあとで、つまり初めて邦楽科の若い学生がからつぽになるわけでありますから、これは一年や二年遅れてもちやんとした音楽研究所ができて、そうして一方では研究していながら一方ではそこで別科として教育を受けるようにすれば、それで一年、二年の遅い早いは、將來の長い眼で見れば大した問題でなくて済むのではないか、そういうふうと考えております。

○水谷(昇)委員 それから一國の文化行政の問題だと思ひますが、その点についてはどうお考えになりますか。

○小宮參事 もちろんそれは一國の文化行政の問題だと思ひます。なまいきを言うようでございますけれども、私も單に洋樂がいいとか、邦樂が悪いとかいうふうな、そういう立場からでなくて、日本のこれから先の文化國家として進展して行く上に、こういうふうなことをする方が必要だというふうな意味で、実はそういうことを考えたのであります。

○水谷(昇)委員 第一番の邦樂が發展性がないというお考えであり

ますから、これは意見の相違でありまして、この点は問題にならぬと思ひますが、先生の立場によりますと、邦樂は徳川時代に發達したものである。商人の趣味、感情、思想を表現しておるものであつて、土から生れ出た、この点が閑却せられておる、こういうことであります。これは環境を與えさえすれば校長先生のおつしやるようなものができると思へられます。

それから國民感情を無視するか、しないかという問題で、校長のお考えでは三科だけに限定してきめるようであります。私もまたこの三科だけで邦樂全体を代表しておるものとは思わない。だから私はこの三科だけについて論じているのではなくて、邦樂というものについて考えておるのでありますから、この邦樂のうちどれを取入れるかという選択は専門家の人がよく研究して取入れたらいいと考えるのであります。そういう点から、やはり邦樂全体から言へば、國民感情としては大學に入れてよりよい發展をさせてもらいたい、こういう感情があるから、その点を校長は輕視せられるかどうかというところをお尋ねしたのであります。具體的には校長の言われるように、土の中から生れ出たこの日本の民族の思想を表現したものを適當に取入れることはまことにけつこうだと思ひるのであります。

それから校長が教育をしたその結果、革新的な希望を持ち、そういう熱意を持つていよく向上しようというこの教育の効果を、今中途でとめてしまおう、こういうことはまことに残念だと思ひます。ただいまの御説明によりますと、先生が封建的な区域を脱しておらぬから生徒がそれに巻き込まれるのだというが、そういう欠点を認めておられるならば、そういう欠点を排除するような環境をつくり、

また指導をする、こういうふうに行くのが私は教育だと思う。その点が私は意見が違うのでありますが、この点についてもう一ぺん御意見を伺いたい。

それから研究所の問題であります、私どもは研究所よりは大学に昇格をさせて、邦樂を發展させて行きたいという希望でありますから、ほかの委員諸君はどうか存じませんが、私どもの考えから言くと、校長は研究所を今年でできなければ來年、來年でできなければ再來年というお考えでありますけれども、それは協力がしにくい形になるわけであります。

それからただいまの音樂学校は三年制があるのだから、これが全部廃止にはならない、一年、二年遅れてもいい、こういうお考えであります。校長の御意見によれば、これは一年、二年あるいは三年遅れてもいいかもわからぬが、これに満足をしない者の考え方から言くと、この際遅れてしまうと取返しがつかない、こういうような氣分の違いであります。この点をよく御了承を願ひまして、主觀的な考えから、この邦樂が大学に入れられるか入れられないかという重大な問題でありますから、特に考慮を煩わしたいと思うのであります。今申し上げた点について重ねて御答弁を願ひたいと思います。

○小宮參考人 封建制に育つた先生方に頼んで教えてもらつてゐると、学生も、そういう氣はなくても、自然と巻き込まれるおそれがあると申しましたが、これはつまり技術のできる人が、これまでずっとそういうふうな世界に育つて來た人でありますから、どうしても新しい人を入れるということが不可能なような状態になつております。そこへ新しい空氣を注入するということは、ちよつとできない

いのであります。

それから二年、三年待つたつてよくはないかというのは、私はむしろ、大局のことを考えて、長い目で見れば二年三年待つというふうなことは、名目からいえば、すぐ今年入らなければいけないということになるかもしれないけれども、そうでなく、日本の音樂の將來をどうすればいいかという観点に立つて考えれば、一年や二年の遅れは大して違いはないのじやないか。私はあなたからのお説を伺つても、なおそういう氣がするのであります。

○水谷昇委員 もう一つ、國民感情の点で三科目にだけということとを固執せられたようですが、私の意見に対して御意見はどうですか。

○小宮參考人 それは、もしどうしても邦樂を置き、大学に入れるというふうな御説の場合に、最も重要だと考えられる日本の音樂の中から、たとえば今までのようなものでなくて、別なものをより出して來てもいいというようなことならば、それはまたそれで考える余地が相当あると私は考えます。

○水谷(昇)委員 最初の日に、邦樂は能樂、琴、長うたの三者で代表することは適當でない、全部にすると多過ぎる。そこで金の問題が起つて來るのだというお考えでありましたが、私はその最も適當なものを選んで、そうしてまずそれを正科にして、さらに研究して入れるなら入れて行くという段階を追つて進んだらいいと考えます。従つて金の問題のために、昇格をさせるとかさせないとか、入れるとか入れないとかいうことは、問題にならないと考える次第であります。小宮校長の最後の御意見といたしまして、この國會の方にお

いて決議したことは、それに賛成せざるを得ない、こういう御意見を伺いましたので、私どもは適当に審議したいと思う次第であります。

○千賀委員 簡単に関連質問をさせていただきます。私は一つの見を前の委員会で発表しておりますので、小宮校長に私の意見の一端は知ってもらえるだろうと思います。どうか速記録をお読み願いたいと思います。論議はされ盡しておりますから、この上の議論は必要がないと思いますが、ただいま伺っておれば、小宮校長自身のお考えでは、すでに行き詰つておると思うのであります。あなたは西洋音楽心酔といましようか——われ／＼は心酔と申します。心酔のために他を省みる余裕がない。これはあなた一個の意見か、音楽学校の西洋音楽に関しておられる教授諸君の代表意見かどうか知りませんが、いずれにしてもわれ／＼の日本音楽を課程から抹殺すべからずという意見を持つものに對しましては、行き詰つておるのであります。これは観点をかえて、あなた方が扱つたのでは、もうここまでより行けないということがありまして、廣く知識を日本中に求めたならば、われこそは音楽学校の日本音楽の担任をして、確かに日本音楽に学問としての生命を與えて見ようという人が必ず出て來ると思います。みずからが行き詰つた以上は、そういう道をお考えになる手も十二分にあると思うのでございます。そこで國會が日本音楽を取入れるべしと言うか言わないか、これは今後のことでございますが、われ／＼委員会の多数がいずれに意思を表示するかは、少くともこの問題に關しましては、われわれは四百六十名の國會からその権限を委託されておるものでありますから、

われ／＼の意見はすなわち國會の意見になるのであります。そこでわれわれが多数をもつて、今あなたの議論、あなたの考え方を無視しまして、音楽学校から日本音楽を駆逐すべからずという意思表示をした際には、適当な方法をとつていただきたいと思います。また文部当局のお考え方も、専門家なるがゆえに音楽学校の意見を尊重するのだということを一筋に固執をするならば、何を好んでこの國會に四百六十人の代議士を日本の中から集めて、國政を審議させる必要があるか。經濟に對しては經濟の専門家がある、美術に對しては美術の専門家がある、ことごとくの専門家の意思を聞いて、専門以外の者の意見というものは一切われ／＼の関知するところでないという態度になりましたならば、まづたく國會なんか必要はない。さようなことはわれ／＼は一切承諾することができません。それを推し進めるならば、あなた方文部当局でさえも、われ／＼多数の議員の意思のもとにあるじやないか。あなた方個人で質問しておるのではない、文部大臣、文部次官といえども、議員の総意のもとに立つておるのです。こうして政治の根本がある以上は、いかに専門家の意見を尊重すべしとはいいいながら、これに偏重することは、決して現代の政治において許されることではありません。これを取捨選択よろしきを得て、ほんとうに國利民福のために、専門家の意見あるいは議會の意見、この両方を按配して、最もよき線をつづり合せて行つてもらうのがあなた方の任務だと思ふ。われ／＼はあなた方にしかく要求いたしておるのであります。かような点から申しまして、先ほど來文部当局が言つておられる意見に對しましては、私どもは満足ではありません。文部当局が依然としてさような態度で、

この問題に限つては専門なるがゆえに専門家の意見を尊重するといふことでおいでになるならば、われ／＼は最後にわれ／＼の信念によつて、あなた方がわれ／＼の對抗する目標であるということになつて来るので、この点はあらためて御決心が承りたいのであります。

○柏原政府委員　私が申しましたのは、専門家の意見偏重というつもりで言つておるのではないのであります。国会できめたら、専門家がかりにさばいても押えてしまうのかという御質問に對しまして、宗教とか藝術とかいふ問題は多数できまらぬ場合もあるといふことを申し上げたのであります。それは古今の歴史が証明しておるのであります。ただ最後の結論といたしまして、文化財保存法ができて、どれを文化財として指定するかといふ問題につきましても、まち／＼な意見が出るだろうと思う。そういう意味でこの邦樂の問題も非常にむづかしい問題である、こう一例にとつて私は説明したのであります、結論といたしましては、小宮さんも、國會で決議してもらえばその通り従うと言つていたのであります、また文部省といたしましても、國會で決議したら文化行政としては従うのは当然であつて、ことに民主主義の原則としては、太陽が月のぐるりをまわるのがほんとうか、月が太陽のぐるりをまわるのがほんとうか、多少間違つておりましても、かつての歴史において間違つた決議でありましても、多数が押した場合は眞理として通すのが民主主義の政治だと思ふのであります。判決は千年の後にまたなければならぬけれども、その当時として多数がいいと言つたのに従うのが、民主主義の國の文化政策だと思ふ。そういう意味におきまして多数の者がよからうということになりましたら、政治の段階としてはそ

れに従うのが当然だろうというふうには私は思うのであります。間違つておつてもと申しますが、間違つたこともかつての時代には眞理として通つたこともあるのであります。だから判決は千年の後にまつこととして、現段階においては國會の意思の通り決定するのが当然であると存じます。

〔後略〕

〔第五回國會衆議院第一類第八号　文部委員會議錄　第十五号〕昭和二十四年五月十一日　一、一〇（一五頁）

五月十四日

第五回國會
衆議院　文部委員會議錄第十八号

昭和二十四年五月十四日（土曜日）

午後三時十二分開議

出席委員

委員長　原　彪君

理事伊藤　郷一君　理事佐藤　重遠君

理事圓谷　光衛君　理事水谷　昇君

理事松本　七郎君　理事稻葉　修君

理事今野　武雄君　理事長野　長廣君

淺香　忠雄君　岡延右エ門君

甲木　保君　黒澤富次郎君

千賀　康治君　田中　啓一君

庄司　一郎君　平澤　長吉君

若林　義孝君　受田　新吉君

森戸 辰男君 小林 運美君

渡部 義通君 船田 享二君

出席國務大臣

文部大臣 高瀬莊太郎君

出席政府委員

文部政務次官 柏原 義則君

(学校教育局長)
文部事務官 日高第四郎君

(教科書局長)
文部事務官 稲田 清助君

委員外の出席者

専門員 武藤 智雄君

専門員 横田重左衛門君

(中略)

○水谷(昇)委員 この際要望を申し上げたいと思います。

東京藝術大学設置に関し、邦楽科の存廃問題は、各位御熟知の通り、しばしば論議せられ、現在の東京音楽学校邦楽科の各教授、在校生、卒業生等から、熱烈なる陳情、請願がたびくありましたが、われく委員は、一方的な意見のみを聞いて、この邦楽科存廃の大問題を決すべきではないと存じまして、この問題の本尊である小宮音楽学校長にも、二回にわたりその意見を徴し、相当質疑、應答もいたしました。また各方面のいわゆる世論を徴して、慎重熟慮した結果、この際東京藝術大学に邦楽科を設置して、わが國古來の傳統の音楽をますます研究練磨して、日本民族の思想感情を十分表現し、

もつて世界の音楽界に誇るに足るよう大成せしめたいと存じますから、本委員会は次のような強い要望をしたいと存じます。その要望の案をここに朗読いたします。

東京藝術大学に邦楽科を設置する要望

東京音楽学校に邦楽科の設置せられたのは昭和十二年であつたが、今回國立学校設置法の実施に伴つてこれが廃止せられることは、まことに遺憾である。本委員会は、新たに設置せらるべき東京藝術大学音楽学部に邦楽科を設置せられるよう強く要望する。政府はすみやかにこれが実現に努力すべきである。

なお本委員会は確固たる決意を表明するためにこれを決議いたしたいのでありますが、この國立学校設置法案に現われたる内容は、これ以上の方法がないのでありますから、この要望こそは東京藝術大学に邦楽科を設置すべしとの決議の意味をもつて政府はすみやかにこれが実現に努力すべきであります。

以上申し述べました趣旨によつて満場一致御賛成くださるよう切望してやみません。

○原委員長 ただいまの水谷君の要望に対して御異議ありませんか。

○渡部委員 この問題については、私たちはよく考えてみなければならぬと思うのです。かつて明治初年に、日本の紀元を何年にすべきかという問題について学者の間で盛んに討論がありました。その際どうしてもきめるといふうな政府側の意見の反映もありまして、日本の國家紀元は何年であるかということについて討論がかわされたのであります。そしてこれは二千何百何年というふうに、明

治初年に多数決によつてきめられたのであります。しかしこの問題は歴史的な事実の問題であつて、言いかえるならば、科学の問題でありまして、多数決によつてきめらるべき性質のものではなかつたのであります。はたせるかなこの二千六百何年というようなことが決定されて来たところが、最近科学的な研究によつて建國二千何百何年という考え方は完全に葬られてしまつたのであります。われわれは今申し上げた事実にかんがみまして、やはりこの問題を取扱う場合にも、もつと慎重に考える必要があると思うわけです。もちろん委員会では一、二の人を呼びまして邦樂科を設くべきか、設くべきでないかという根拠について相当考えられたと存するのでありますが、しかしながら委員会としてこのような問題について一方的にこうすべきであるというような見解を正式に発表するためには、まだ問題が大いに残つておると思います。われ／＼が音樂学校長の御意見を聞いたところによれば、科学的な學術的な問題の考え方をなされておられる点が多かつたのでありまして、もしも委員諸君の中で邦樂をどうしても設くべきであるというならば、あの音樂学校長のほんとうに科学的な藝術的な専門家的な見地からの主張に対して完全に反駁して、設けることが正しいのだという結論が生れるようなものがなければならぬはずだと思います。しかしわれ／＼が聞いているところでは、そういうふうな討論が十分行われていたとは考えません。もしわれ／＼が設けるかどうかということについて委員会としての重大な意思表示をするならば、その前にさらにもつと廣汎な専門家や、また現にそこで学んでおる学生諸君の意見を聞くなり、文化人の意見を聞くなりして、もつと委員会として權威ある方

法によつてその態度を決すべきだと思う。明治初年の紀元のきめ方が非常に不手ぎわであつたばかりでなく、恥さらしであつたというような結果に断じてならないように、この委員会としては慎重であるべきだという点から、私は今これを提出することには反対であります。

○松本(七)委員　私はそういう要望をするということには賛成なのでありますが、ただ多少希望的な意見がございますので、それを申し上げたいと思います。邦樂はわが國の文化において重要な地位を占めておりますし、従つてその維持發展のための研究教授が大切であることは申すまでもありません。また家元制度というものが、多くの弊害欠陥がありまして、この要求を満たすことができないことも明らかであると思います。かような事情から邦樂研究者の邦樂科存置に関する熱意は十分尊重さるべきであると思いますが、それと同時に邦樂の現状というものが、大学の課程としてふさわしい科学的な發達を遂げておるかいなかという点については、多少疑問があると思うのであります。むしろ邦樂は大学よりもつと自由な形でその教授研究の行われることが望ましいのではなからうか。特にそれに十分な科学性を與えるためには、研究所でも設けまして一般の研究を進めることが望ましいと考えられるのであります。現在は音樂学校に邦樂科がありますので、これを存置することには異議はございませぬ。しかしこのことは邦樂の現状が科学性の要請にこたえるに十分であるという意味ではない。むしろ邦樂関係者はこの措置に安住することなく、進んでその研究を進めて邦樂の欠陥を克服して、大学の課程にふさわしいものにすることに全力を盡していただ

きたいと思うのであります。

以上申し上げましたような意味でこの要望をすることに賛成するものであります。

○原委員長　ただいまの水谷君の要望に対して反対の意見も出ておりますので、この際採決いたします。水谷君の要望に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○原委員長　起立多数。よつて要望は可決されました。

〔後略〕

〔第五回国会衆議院第一類第八号　文部委員会議録　第十八号〕昭和二十四年五月十四日　一、六〇七頁

五月二十二日

藝術大学に邦樂科設置の請願（請願者東京都麻布区我善坊町二十一番地稀音家淨觀外三十五名）

（水谷昇君外一名紹介）（第四一二号）に関する

報告書

一、請願の要旨及び目的

東京音楽学校より文部省に提出された藝術大学の音楽〔学〕部案には、日本音楽が除外されているが、日本音楽は、邦樂科の名称の下に、昭和十一年東京音楽学校に新設され、以來日本音楽の發展と、正しい古典音楽維持のために盡し、將來大いに期待されるようになって來たのであり、これを藝術大学から除外することは、日本音楽のため、はた又日本文化のため誠に遺憾である、つ

いては、藝術大学に邦樂科も設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

自國の文化價值を知らずして外國の文化を移入することは、決して眞の文化國家の建設にはならない、その意味で邦樂は、大学の正科にとり入れて学問的に、科学的に邦樂の價値の探究と形成に努める必要があるものと認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原

彪

衆議院議長　弊原喜重郎殿

〔第五回国会衆議院請願報告書〕一九四九　一〇二頁

六月二日

昭和二十四年六月二日（木）教授會議事録　12・30

（一、〇四、略）

五、邦樂設置法のこと

城多（又兵衛）——第三者を入れて懇談会をして、その結論を尊重して決定する。結論がでないときは、御意見を参考にして決定するという案はどうか。

片山（頼太郎）——邦樂の人達の意見も懲^{マツ}する必要があろう。

矢田部（勁吉）——第三者を入れる必要はない。（山本教官賛成）

柴田（睦陸）——邦樂の先生が来ないのは今迄の行きがかりで、感情

的になつて来ないのだろう。

中田〔二次〕——校長がきまれば来るかも知れない。

柴田——この前欠席したので事情が分らないが、邦楽の先生が来ない方がよいのか。

片山——この前は、特別よぶことはしないということだった。

吉川〔英土〕——全体でなく小委員会の様なものをつくり、その問題に関心も持ち理解もある人だけの方がよいと思う。

山本〔正人〕——小委員会では一方的に片寄る恐れがある。

柴田——小委員会で原案をつくり、それを会議にかける方が簡単。

城多——原案をつくる方法は別として、第三者を入れて審議することとはどうか。

長谷川〔良夫〕——原案ができる位なら第三者を入れる必要はない。

田尾〔二一〕——世間的にひろがつている問題だから第三者を入れるべきだ。

吉川——のけられた者が不満をもつだろうから第三者を入れた方がよい。

城多——私もそう思う。例えば能楽などは演劇の方へ入れるべきだという声もあるから。第三者の選び方は、一度邦楽の人に来て貰つて全部できめる。

矢田部——芸術大学が既にできているのだから、学長の意見が入らないうと工合が悪からう。

城多——それでは結論として、第三者を入れること、それを選ぶ方法は邦楽、洋楽全部集まつてきめる。それは学長の司裁のもとにやること。

六、生徒の動きについて（田尾生徒課長より）

生徒には校長が辞表をお出しになつた事まで話した。生徒は二度私的な話合をして、次のような決議文を文部省に提出した。

小宮校長の辞表提出に伴い人事について関心をもつ。よつて次の事を決議する。

1. 学内楽界を無視した天下り人事を排する。
2. 人選に先立ち、本校教授会の意向をとり入れること。

又、教授会に対して、次の様な申入れがあつた。

学友会委員は昭和二十四年六月一日の総会の席上、生徒全体の要求に従い、次の事を申し入れる。

学部長の人事に関しては、従来の機密保持の態度を固執することなく、連絡をとつてほしい。（動かねばならぬときは動かねばならぬから。）

音楽界の意見を無視した人事が行われぬ様、その点では教授会と調子を合わせた態度をとつて行きたい。

留任の件については、辞任の意志ははっきりしているからやめた方がよいと言つたので、以上にとゞめた。

それにつき問題は教授会と生徒との連絡を誰がやるかということであるが、生徒課長でよろしいか。長谷川さんあたりの方

がいゝのではないかと思うが。

——一同、生徒課長を推す。

七、学校長挨拶（ここで出席）

この前の教授会で、五月三十一日附で辞表がとり上げられるだろうと思っていたものだから、又お目にかゝれるかどうか分らぬと申上げたが、昨日あたりから文部省が機構がえになるので、この一週間は殆ど機能停止の状態に陥る見込。そうなるが発令がおくれるかも知れない。

学長の問題は上野が事務取扱として働くことになって、三十一日附で今日十一時発表があった。上野の氣持は、博物館と両方やるのが大変だから（虻蜂とらずになる恐れがある）いよくとなつたら博物館はやめても芸術大学はやらねばならぬ、という氣持になっている。申分のない学長だから安心されたい。

学部長は外から来るにしても内から選ぶにしても、ちゃんとした人になることを熱望する。

もつと早く申上げるべきだったが、いよく大学になる場合、一々の方にお目にかゝって申上げた方がよいと思うが、この学校が大学になるについて、去年の暮に、大学設置委員会の人と専門委員の連中と、文部省の人と、私と上野が、この部屋で色々な事をきかれた最後に、資格審査で宣告をうけた。

それに入る前に、音楽は学問とちがつて、全然ステージに立たず教場ばかりで授業をしている人もあり実績だけによれない。又仮にステージに立っていても、その演奏に対する批評は区々であつて、設置委員会の意見と、こちらの意見と喰いちが

うことがあり得ると思うが、その時どうしたらいいのか、ときいたところ小島喜久男君がそれは我々だって、何もオーソリテイがある訳ではないから、反対意見があつたらどしく抗議を申込んでくれたらいいじゃないかというので、それでは、と宣告をきいた。所がこちらで申請した者の中、教授六名、助教授三名、都合九名が不適格となつていた。理由は唯技術がまずいとか、その他簡単なもので、納得できるものでなかったの、人事委員会でも色んな話会の結果、大部分抗議を申込むことになり、私は第一の抗議書を書いた。ところが一人だけきかれて他は却下されて了つた。それで又人事委員会を開き、もう一度抗議を書けというので、又立場をかえて抗議した。之で又一人いれられ他は皆駄目だった。そのきめ方が余りにも簡単で、理由も何もないわなのが不服だったので務台理作君と関口君に手紙を書いた。こちらは皆相当な理由をつけて具申しているのに、何の説明もなく却下してくるのは承服しかねる。一体専門委員と設置委員との関係はどうなっているのか。仮に専門委員がいけないというのに校長が推薦している、その最後の決定するのは誰か。もしそれが考えられていなければ、却下の理由を専門委員に説明して貰えないか。それから芸術大学の教授会が自主性をもつて事を運ぶことのできるのはいつか、と。務台君の返事はどうすればいいのか分らぬ様なものだったので、これ以上抗議もできぬと思つてそのまゝにしてある。その中個人々々にお目にかゝって申上げたい。

モギに対する返事は星谷君に翻訳して貰つて、五月二十六日

午前速達で発送したが、うんだともつぶれたとも言つて来ない。
手紙の要旨は次の通り。

あなたには是非来て貰いたい。が併し二人一緒では、それが誰にもせよ困る。そういう条件で来て貰うと先例となつて困るし、教授会の自主性をきずつけるから困る。あなたがどうというのではない。又諏訪には寧ろ来て貰いたいと思つて位であるが、併し、あなたから入れると言われるのと、こちらから入れるのとはちがう。あなたの意見を尊重せぬ様で心苦しいが、教授会の意見は正しいと思う。考え直しては貰えないだろうか。弦の人達もあなたが帰ることを切望している。どうかあなたの貴重なサジェスチョンとアドヴァイスとによつて、新生面をきり開いてほしい。

学校長退場

八、懇談会

城多——話の緒として、部長を内から選ぶか外から選ぶか、任期をつけて選ぶか永久か、又部内の選挙方法如何等について御話し願いたい。

柴田——その前に校長の留任は教授会でとりあげられたのか。

長谷川——文部大臣にあてて「東京音楽学校教授有志」として出した。

柴田——小宮先生も支持した者の進退問題はとりあげられなかったか。

下総(覺三)(座長)——前のことはやめて貰いたい。

中田——頭を整理して行く上で前のことを復習するのも無意味では

ない。

柴田——音校が大学にうつりかわる最も混乱する時期に、今までの混乱期をやつて来られた小宮校長にやつて頂いた方がよいと思う。校長を支持した人は一緒にやめるべき筋道ではないか。

田尾——校長は学校経営上困るけれども、平教員は直接邦楽に関係がある訳でないから、立場がちがう。

中田——感情上

宅(孝二)——感情だけでなく眞剣に音楽教育を考える人は

浅野(千鶴子)——私も柴田さんと同様の気持だという事をこの前一寸申上げた。その時ゼスチュアですかといわれたが、その時は眞剣にそう考えた。そのまゝその話はすゝまず、浅はかな事をいった様な気がして黙つて了つたが、今はこのまゝでもつと洋楽の研究をつゞける氣持になつてゐる。

城多——そういう問題になったら、校長がやめねばならなくなつた様にもつて行つた人はどうか。

柴田——洋楽側はきれいすぎた。裏をかゝれた様な氣持だ。何か裏で工策をした様な事実があつたら、大いに糾弾すべきだ。個人的には同僚としてかばわねばならぬが、公の問題としては子供でさえ、さばかねばならぬことがある。留任は見込がないとしても、敗ける事が分つていても喧嘩ふっかけねばならぬことがある。

宅——こわす方ばかりでは困るから、大人の人にはチャク／＼とやつて貰つて。熱血漢は熱血漢でやればよい。國會は権力をもつていても、学校の中の様子は分らんのだから。分らす手段とし

てやるべきだ。

秋元〔道雄〕——公聴会をやっている様だから、まだ何とかなるだろう。

中田——次の学部長が天降りに来るという際、我々は骨を見せればいい。

酒井〔弘〕——國会で暴言を以て校長をおしつけたときいたが、これはひとり音楽学校だけの問題でない。かゝるボスのものを糾弾すべきだ。

柴田——あんなゴロツキを相手にしても恐らく無駄だ。

宅——そうするとそういうゴロツキを利用した人を糾弾すべきだ。

渡辺——美校では上野さん一本槍でやった。小宮先生が留任できないに不拘、留任運動をすることによって団結力を示すことができる。

宅——對抗する為、又は骨を見せる為というのは面白くない。

柴田——自分としてはとにかく小宮校長の下で張台のある生活ができたので、校長と進退を共にすることに何等心残りはない。

長谷川——学問芸術に対して口を容るべからざるものが、口を入れてた事に対する抗議として結構。

城多——音校の中の人が窮地におとし入れたのだから、全校一致でなくては強力にならぬ。

長谷川——非支持があれば、支持があるでよい。洋楽だけでよい。

吉川——大学に邦楽が入る入らぬの問題と、校長留任の問題とは別。留任運動だけなら同調できる。

下総——我々が何もしなかったのは、我々の手おちだった。

中田——邦楽では皆、辞表を出しているのに、我々はたゞ歎願書といっているのはおかしい。辞表を出した方が強力だ。

柴田——併し犬死のない様にしたい。

田尾——議会や文部省では、邦楽と校長との対立が解決しているの でなければ、物のいゝ様があるまい。

下総——邦楽を入れて歎願書を出すことに賛成の方は（但し條件は留任の件だけ）挙手願います。三十二名挙手。

城多——校長の意志も確かめる必要がある。

下総——部長を部内から（邦楽も含める）出した方がいゝにお考えの方は挙手願います。三十名挙手。

部外からがいゝと思う者

天降りを望む者

どれにも賛成しない者

なし。

長谷川——早く手をうつておかぬと事態が不利になる。上野先生の件も美校が積極的で、我々は同調したにすぎない。我々が積極的になる必要があるのではないか。

下総——然り。五月三十一日、美校の西本氏と文部省に行き、大学設置委員会第六委員会委員長、山崎恭輔（元文部次官）氏に、

天降りを排すこと、上野氏を推すこと、決定は事前に連絡されたい事を申入れて来た。この申入れが効果があったのではない と思う。

長谷川——芸術大学を産み出す看護婦の氣持で努力したい。

下総——部長位部内から出したい。

柴田——音楽家でなくとも別にはづかしいことはない。

下総——先ず全員で銘々連記記名で部長候補者を出し、それを又投票して推薦すべき人をきめる案は如何。

柴田——例えばこういう人は駄目とかいう条件をつけることはどうか。

城多——それは選挙干渉になる。

中田——校長と同意見であることをはっきり言明していた人は部長にはなれまい。

下総——候補者の連記は三名以内、投票用紙を封筒に入れて封筒に記名して頂きたい。邦楽の人との話合は来週火曜（七日）午后一時から。

（昭和二十二年二十八号 教授會議事録 その一） 教務課

（手書き）

六月七日

昭和二十四年六月七日（火）教授會議事録 1・00〜3・20

（一、二、略）

三、邦楽設置に関する懇談会の件

下総（覺三）（座長）——この前の話では、学校外の人も入れてどういう形でいれたらいいか、きめたらいいだろうということになった。

原案として

洋楽側から四人
邦楽側から四人
学科 四人（洋楽二人、邦楽二人）
第三者もやはり洋邦各六名宛

城多（又兵衛）——できるだけ多くの人を呼びたいのだが。予算の関

係で制限せねばならぬ。（たゞ来て貰う訳にはいかぬから）凡て「三」という数を基礎にしたのは、多数決の際に便利だからそういう訳である。

柴田（睦陸）——最後の決定をするのは教授会か。

城多——然り。

中能島（欣一）——委員に相当、決定権を与えて貰いたい。それから委員の数が多すぎると思う。

長谷川（良夫）——第三者は何もゆきがかりのない、非常に中立的な人がよい。

颯田（琴次）——この会は極めて軽い意味のものなのでしょね。そうでないと、学校に全く責任のない者が学校を拘束する権利をもつ事になり、将来の為に前例となると困る。色んな人の意見をきく事は結構だが。

鈴木——意見がまとまらなかった時、調停する者が必要だ。

城多——邦楽の入れ方に色んな意見の対立があるので、第三者を入れて懇談して見ようというのであって、権利のあるものでもなく義務のあるものでもない。たゞ氣持はそれを尊重するだけ。

颯田——委員会でなく懇談会なんだね。お茶もお菓子も出ない非常にブアな、いけない時はアハハと笑ってすませる——そんな非常に結構。

下総——代表者のえらび方は？

城多——木曜日の教授会を一時半からにして、十二時半から一時半までの間に、洋楽と邦楽夫々別々に会議してきめたら。

長谷川——もっと中性的なものにしたい。

城多——一応それにして、その上で。

下総——懇談会は来週の金曜日あたりにするか。

町田〔嘉章〕——これは学長の都合もあろう。

四、小宮校長留任歎願の件

下総——この前の懇談会で、小宮先生をこの際留任して頂いて、そういうことが許されぬとしたら、せめて大学が軌道にのるまで留任を歎願したいという意見が出たが、又連判状でもつくるか。

酒井〔弘〕——邦楽がこのまゝ入るといふ立前でか。

下総——然り。先程の選挙は、小宮校長がどうしても留任不可能の場合に、こちらに何の用意もなくはという気持でやったこと。

藤波〔順三郎〕——信念のくいちがいからこうなったのだから。小宮校長に御留り願うことはできぬこと。

柴田——恥をしのんで頂くことになるかも知れぬが、國會の決定を小宮先生にのんで頂いて——

溝落〔久太郎〕——それは校長にお気の毒だろう。

柴田——おやめにならなければならぬことはもつとお気の毒だろう。

溝落——いや人間というものとはそんなものではない。あれだけ立派な方だから。小宮校長の人格を尊重したい。

藤波——個人的な感情でなく——節をまげてまで留って頂く事はお気の毒。

柴田——なれたところで、混乱を防ぐ為に——

溝落——小宮先生にとつては、おやめになる事はそうお気の毒な事

ではないと思う。

宅〔孝二〕——小宮さんの心持をそこまで忖度する事は無用。

溝落——喧嘩していたわけではないが、もつと我々に同情心を持つて呉れたらという事だけが残っている。

柴田——私は邦楽設置に反対することは反対して来たが、当会で決定した以上は事務的にうけ入れる気持になっている。

宮城〔道雄〕——決して校長排撃をしているのではない。この次の木曜まであずからして頂きたい。

中能島〔欣一〕——我々は決して「我が事成れり」といった様な気持でなく、或人が云った様に「大学に入った時こそ大変なんだ」という気持でいる。

〔昭和二十二年〕二十八年 教授會議事録 その一 教務課

〔手書き〕

六月九日

昭和二十四年六月九日（木）教授會議事録 1・00 於會議室

（一、略）

二、邦楽設置に関する懇談會の委員の人選に関する懇談會

邦楽関係者は校長室、洋楽関係者は會議室に於て夫々懇談。

（三、五、略）

六、邦楽設置に関する懇談會の委員の人選について

洋楽側 長谷川、下総、宅、城多、池内、平原。（今日中に宅氏が（進行係）来なければ代りに平原氏）

加藤、颯田。

（第三者）吉田〔幸〕三郎、堀内敬三、田中耕太郎、河竹繁

俊、安部能成、辰野隆、谷川徹三。

邦楽側 宮城、中能島、石村、藤波。

田辺、吉川。

(第三者) 堀内敬三、町田嘉章、牛山(充)、三宅喜藏、廣瀬政次。

福島——第三者の選考は校内の委員に一任した方がよい。交渉の結果どうなるか分らず、一々又もどつて教授会にかけけることはできないから。

長谷川(良夫)——人員は少し余分にみておいた方がよい。こちらだけできめても向うで承諾するかどうか分らない。

城多(又兵衛)——何の懇談会、かのにの懇談会と一々いうのはうるさく、いから仮称として「邦楽設置懇談会」と称することとしたい。又懇談会の運営法として、邦楽側の案と洋楽側の案と双方から出し合つて比較検討する案はどうか。そしてその案の出し方は委員の方に一任することとする。

吉川(英士)——学科の方は何れにも属せず独自の立場で、或は又第三者的立場で行きたい。出された方の利益代表の様になると困る。

田尾(一二)——併し立案に参加する事は不要。
(手書き)
(昭和二十二〜二十八年 教授会議事録 その二 教務課)

六月二十五日

(連合国最高司令官総司令部 (GHQ/SCAP) 民間情報教育局
(Civil Information and Education Section) の報告書)

R-E-S-T-R-I-C-T-E-D

25 June 1949

CIE 605

Thomas H. McGrail/hm

Education

Miss S. Hirai and Messrs Fujinami and Nakanoshima,
formerly of Ueno Academy of Music;
Mr. McGrail, Colleges Officer, CIE

Status of Japanese Classical Music Faculty

1. The Ueno Academy of Music has lately been consolidated with other institutions to form the Tokyo University of Fine Arts.
2. In connection with the amalgamation a long controversy occurred concerning the retention in the curricula of Japanese classical music, in the course of which 26 faculty members, specialists in this field, submitted their resignations.
3. It now appears that Japanese classical music will be retained in the new curriculum, though it is as yet unknown how extensive the offerings will be. No move has as yet been made, however, either by the Ministry of Education or by the University to recall the teachers who resigned.

4. On 17 June 1949, Miss Hirai discussed the situation with Mr. Yonehara of the Ministry of Education. He is quoted as having expressed the opinion that the University accepted the

resignations only to satisfy the former Director of the Ueno Academy, Mr. Komiya, since resigned, and stated his belief that those resigned could be reinstated to the extent allowed by the curricula in Japanese music.

5. Undersigned expressed the view that the University should decide the extent of the offerings in this subject as a basis for determining the number of teachers needed; and then indicate to the Ministry of Education its desire to recall all or a proportion of the resigned personnel - Miss Hirai expressed the view that because of antagonisms aroused by this long controversy, the University would take no initiative in the matter.

6. Undersigned stated that he would attempt to secure a statement from Mr. Yonehara on the present status of this situation and urge that immediate action be taken to adjust the matter.

R-E-S-T-R-I-C-T-E-D

〔タイプ〕(「GHQ/SCAP Records Sheet No. CIE (A) -06010」 国立国会図書館
憲政資料室蔵 原本はアメリカ国立公文書館蔵)

七月十日

〔邦楽科設置申請書〕

昭和二十四年七月十日

東京藝術大學長事務取扱 上野直昭

文部大臣 高瀬 莊太郎 殿

邦楽科設置について

東京藝術大學音樂學部に別紙要領により邦楽科を設置いたしたく宜敷く御審議下さるよう御願ひいたします。

一 音樂學部の學科に邦楽科を追加する。

作曲科

聲樂科

器樂科

指揮科

樂理科

邦樂科

二 音樂學部の講座に次の講座を追加する。

邦樂第一講座

三味線に關係のある音樂の實技實習

邦樂第二講座

箏曲に關係ある音樂の實技實習

邦樂第三講座

第一第二講座以外の邦樂

三 音樂學部の學科別學生定員を次のとおり変更する。

科 目 毎年入學々生定員 總定員

作曲科 一〇人 四〇人

聲樂科 五〇〃 二〇〇〃

器樂科 四〇〃 一六〇〃

指揮科 二人 八人
 樂理科 二〇〃 八〇〃
 邦樂科 一〇〃 四〇〃
 計 一三二〃 五二八〃

四 邦樂科に関する學科目の履修方法並びに開設年度は次のとおりとする。

學科	學科目又は講座	必修單位	選擇單位	開設年度	備考
邦學科	一般教養科目				
	人文科學關係				
	哲學		四	第一年度	
	倫理學		四	〃	
	心理學		四	〃	
	藝術學		八	第二年度	
	國文學		四	第一年度	
	英語	一二		第一年度から四年 單位宛の逐年	
	佛語	一二		〃	
	獨語	一二		〃	
	伊語	一二		〃	
	露語	一二		〃	
	社會科學關係				
	法學		四	第二年度	
	經濟學		四	〃	
	社會學		四	第一年度	
	教育學	二四	四	〃	

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

五

[illegible]

六

[illegible]

七

本學音^{ミナモト}學部の豫算は新制大學設置認可申請の当初から邦樂科を除いて編成されたものであるが之は旧制音樂學校において昭和十七年度當時師範科の修業年限一ヶ年延長の際之に要する経費が豫算化されていないため從來の邦樂部の豫算を減少しないで編成し文部当局と了解のもとに大學豫算を提出した次第なのである。

〃	〃	〃	〃	講師	授助教	教授	名 職						
〃	〃	〃	〃	〃	〃	専任	の兼兼専 別担任任						
〃	講第邦 座二樂	〃	〃	〃	〃	講第邦 座一樂	座は日學担 講又科当						
〃	〃	〃	〃	〃	〃	八	負授毎 担業週						
邦東 樂 卒音	邦東音選 樂卒科	〃	邦東 樂 卒音	高女中 退	高小 卒	会芸小 術學校 員院卒	名學最 及校終 學學部業						
〃	〃	〃	〃	〃	〃	なし	稱 學 号 位						
〃	〃	〃	〃	〃	〃	なし	文術及著 數論學書						
九昭 三 一	申請中	未審査	九昭二 一	未審査	七昭二 七	未審査	年月日 格教 定審適						
〃	〃	〃	〃	〃	〃	年二昭 度四和	年予採 月定用						
〃	〃	〃	〃	〃	〃	未定	給基月 本本額						
〃	〃	東京	岡山	佐賀	〃	東京	本 國 籍 籍						
〃	女	男	〃	女	〃	男	別 性						
大六、七、十六	東條夏子	明四三、十六	高草幹子	若和邦夫	大十三、二、四	横山芳枝	大三八、八十七	成富良子	明四〇、九、五	石村義一	明七、三、四	杉本金太郎	生 年 月 日 氏 名

ので今般邦樂科を設置するについては教室並に実習室計十室約九〇坪を拡充する必要があるので特にこれを認められたい。

(謄写版・手書き) (『邦樂科設置について』)

七月二十一日

大学教授会議事録(音樂学部第一回) 24 VII 21 (木)

(一、〃八、略)

九、邦樂科學生募集について(城多教官、要項朗讀)

今期は實技だけやって貰つて、その他は放棄して貰う。

(十、略)

(手書き)

(『昭和二十二年二十八年度 教授會議事録 その一』 教務課)

七月二十八日

(『邦樂科學生募集要項に関する申請書』)

芸術二、四三、

昭和二十四年七月二十八日

東京芸術大学々長事務取扱 上野直 昭印

文部大臣 高瀬莊太郎殿

今般別途申請の通り本学音樂学部に邦樂科を設置することになりましたが、九月中旬に入学試験を施行いたしたく、時日の餘裕もないので、取急ぎ別紙要項によって邦樂科學生の募集をいたしたいと思ひますから、至急御承認下さるようお願いいたします。

昭和二十四年度邦樂科學生募集要項

一、募集科目及び人員

長唄A(唄を主とするもの)

長唄B(三味線を主とするもの)

十名

箏曲

二、入学資格

一般の新制大学と同じ。文部省の進学適性検査を受けていない者もよい。

三、検定料

金四百円(志望科目数を問わない。)既納の検定料は如何なる理由があつても返付しない。

四、願書受理期間

昭和二十四年九月一日(木)から九月五日(月)まで、日曜日以外毎日九時三十分から十五時まで。但し土曜日は正午までとする。

五、出願手續

入学志願者は左記の書類に入学検定料を添え、出身学校長を経て本学に提出すること。但し事情によつて調査書以外は本人から直接本学に提出してもよい。

(1) 入学願書

本学交付の用紙に自ら記入して、志望科一科目毎に一枚宛提出すること。

(2) 調査書

志願者の申出により出身学校長が作成提出する。但し様式は

昭和二十三年十二月二十三日附發学五七一号文部省学校教育
局長通牒による。廃校・罹災等のために作成不能の場合は、
卒業証明書及び成績通知簿或は地方長官の証明書等によつて
之に代えることができる。

(3) 応募認可書

現に教職その他公職に在る者又は服務義務のある者は所属長
官の認可書を添付すること。

〔注意〕

○右の書類を郵送する場合は、必ず音楽学部宛と明記すること。

○出願手續をとつた者には受験票を交付するから、郵送の場合
は宛名を明記し、郵券を貼付した返信用封筒を同封すること。

○二科目以上併せて受験する場合は願書の希望科目欄に第一第
二第三等の順位をつけること。

六、試験科目

(1) 進学適性検査

昭和二十四年一月及び二月に行われた文部省の進学適性検査
を受けていない者に対して、特に本学で作成した問題で検査
を行う。

(2) 学力検査

出願者一般に対し、次の三科目について行う。

國語

外國語（英・独・佛・伊・露の内一）

社会（國史）

(3) 樂典

出願者一般に対し、和声学・樂式論その他作曲学に亘る内容
を除いた大要について行う。

(4) 実技

(イ) 長唄Aを志望する者に対し

(a) 既習の曲について長唄の唄の試験を行う。

(b) 既習の曲について三味線の能力を試験する。

(ロ) 長唄Bを志望する者に対し

(a) 既習の曲について三味線の試験を行う。

(b) 既習の曲について長唄の唄の能力を試験する。

(ハ) 箏曲を志望する者に対し、既習の曲について箏曲の試験を
行う。生田流山田流の何れでもよろしい。

七、試験日割

月 日	曜	午 前	午 後
九月十日	土	9・00～11・30 進学適性検査	13・00～14・00 社会
〃 十二日	月	9・00～10・00 外國語 10・30～11・30 國語	13・00～14・00 樂典
〃 十三日	火	9・00 実技	
〃 十四日	水	9・00 身体検査	

（手書き）（文部科学省高等教育局所蔵）

八月三日

學大第四六號 裁定8月3日 發送8月3日

昭和二十四年七月二十九日起案

承認案

年月日

局長

東京藝術大學長宛

邦樂科學生募集について

本月二十八日付藝術第二四三号で伺出の右のことについては一応大學設置委員會常任委員會(に)報告もしてあるので、とりあえず邦樂科の學生募集をするよう御取計い下さい。

(備考)

一、邦樂科設置については本年三月同大學設置の設置委員會總會においても學部學科の構成につき再検討を要する含みにおいて考慮されており、その点本省並びに學校側と研究の結果別紙の通り邦樂科新設の申請が提出された。

二、本件は七月十六日常任委員會に一応報告されている。

三、八月六日の教員組織の審査を経て之を常任委員會に諮り學科成立の可能性が決定される。

八月末開催の大學設置委員會總會に本件は報告の予定。

四、募集要項

(一) 募集科目及募集人員

長唄 A (唄を主とするもの) 一

長唄 B (三味線を主とするもの) 一〇名

箏曲

(二) 願書受理期間 九月一日～九月五日

(三) 試験日割 九月十日、十二日、十三日、十四日

(手書き) (文部科学省高等教育局蔵)

(日付なし)

昭和二十四年度邦樂科學生募集要項

東京藝術大學音楽学部

東京都台東区上野公園(下谷局区内)

電話 下谷(八三)二七五六・〇六一・二九八〇

I 募集科目及び人員

長唄 A (唄を主とするもの)

長唄 B (三味線を主とするもの) 一〇名

箏曲

II 入学資格

一般の新制大學と同じ。進学適性検査を受けていなくてもよい。

III 検定料

志望科目数を問わず金四百円。既納の検定料は返付しない。

IV 願書受付

九月一日(木)～全五日(月)。日曜日以外毎日九時～十五時。但し土曜日は正午まで。

V 出願手続

入学志願者は下記の書類に入学検定料を添え、出身学校長を経て本学部に提出すること。但し事情によつて調査書以外は本人から直接提出してもよい。

(1) 入学願書

本学部交付の用紙に自ら記入して、志望科一科目毎に、一枚

宛提出すること。

(2) 調査書

志願者の申出により出身学校長が作成提出する。様式は昭和二十三年十二月二十三日附 発学五七一号文部省学校教育局長通牒による。廃校・罹災等のために作成不能の場合は卒業証明書及び成績通知簿、或は地方長官の証明書等によつて之に代えることができる。

(3) 應募認可書

現に教職その他、公職に在る者又は服務義務のある者は所属長官の認可書を添付すること。

〔注意〕

○上記書類を郵送する場合は、必ず音楽学部厚生補導係宛とし「願書在中」と朱書すること。

○出願手続をとつた者には受験票を交付するから、郵送の場合は宛名を明記し郵券を貼附した返信用封筒を同封すること。

○二科目以上併せて受験する場合は願書の志望科目欄に第一第二第三等の順位をつけること。

○昭和二十四年一月及び二月に行われた文部省の進学適性検査を受けていない者は最近撮影の写真（手札形・脱帽・正面・上半身）一枚提出のこと。

VI 試験科目

(1) 進学適性検査

上記進学適性検査を受けていない者に対して、特に本学部で作成した問題で検査を行う。

(2) 学力検査

出願者一般に対し、次の三科目について行う。

國語。外國語（英独佛伊露の内一）。社会（國史）。

(3) 樂典

出願者一般に対し、和声学・樂式論その他作曲学に亘る内容を含め樂典の概要について試験を行う。

(4) 実技

(イ) 長唄Aを志望する者に対し、

(a) 既習の曲について長唄の唄の試験を行う。

(b) 既習の曲について三味線の能力を試験する。

(ロ) 長唄Bを志望する者に対し、

(a) 既習の曲について三味線の試験を行う。

(b) 既習の曲について長唄の唄の能力を試験する。

(ハ) 箏曲を志望する者に対し、既習曲について箏曲の試験を行う。生田流山田流の何れでもよい。

VII 試験日割と合格者発表

九月十日（土）	9・00～11・30 進学適性検査	13・00～14・00 社会
〃 十二日（月）	9・00～10・00 外國語 13・00～14・00 樂典	10・30～11・30 國語
〃 十三日（火）	9・00 実技	16・00以后第一次合格者発表（中間発表）
〃 十四日（水）	9・00 身体検査（女子は浴衣を用意のこと）	
〃 十六日（木）	16・00以后第二次合格者発表（決定発表）	

〔注意〕 受験の際は靴又は草履使用のこと。

（謄写版・手書き）

（昭和二十二年～二十八年 教授會議事録 その一） 教務課）

八月四日

〔轉合國最富同全自錄同全縮 (GHQ/SCAP) 民盟情報教育課
(Civil Information and Education Section) 〇發中轉〕

RESTRICTED

4 August 1949 W. C. Eells/jfk
CIE 605

Mr. Matsuo and Mr. Asami, Graduates of old Tokyo
University of Music Education

Dr. W. C. Eells, Adviser on Higher Education, CIE
Frank Kawamoto, Interpreter

Japanese Music Course in Tokyo University of Arts

1. These two young men were graduates ten years ago of the Japanese music course in the old Tokyo University of Music. They summarized briefly last year's controversies over the introduction of Japanese classical music curriculum in the newly established Japanese University of Arts. They stated that although the fight for such courses had been not only won, there seemed to be a studied effort on the part of university authorities and the Ministry of Education to make it as ineffective as possible to delay action. For example, the entrance examination for the music course have been set for September 10 but no publicity have been given to it and neither the university nor the M/Ed seems inclined to act. Although the

curricula has been announced no professors have been appointed and whether students will be interested in enrolling or not would depend upon the caliber of these professors. Two or three of the outstanding professors, especially a noted koto player, were prominent in the fight to secure classical music curriculum and now they are apparently being punished by not being made members of the faculty. Last year there were approximately 40 students and 12 faculty members, but it has been determined by the bud[g]et that not more than 6 faculty members will be employed this year. None of these, however, has been named as yet. These men also desired to know why Japanese singing (yokyoku) particularly related to the noh dramatics had been left out of the new curricula.

2. Undersigned stated that he would be glad to discuss these various matters with the M/Ed but all he could do would be to advise that appropriate action be taken by them.

RESTRICTED

〔タペ〕 (GHQ/SCAP Records Sheet No. CIE (A) -06010; 国立国会図書館
憲政資料室蔵 原本はアメリカ国立公文書館蔵)

八月十五日

〔昭和二十五年度假算書 文部大臣官房會計課長宛に提出〕

昭和二十五年東京藝術大學概算要求額事項別表

昭和二十五年東京藝術大學概算要求額事項別表					
一 般 會 計					
事 項	丁明細 數書		要 求 額	合 計	備 考
	經常費	臨時費			

八月二十四日

官大第一三三号

藝術大学に邦楽科設置の請願について

内閣衆五請第三六二号

請願四一二号

請願稀音家淨観外三十五名

(請願要旨)

学制改革に伴つて昭和二十四年度より藝術大学を設置するにあたり
日本音楽も洋楽と同じく一学科として取扱われない。

昭和十一年東京音楽学校に邦楽科が開設されて以来十二年卒業生一
六一名、在学者四〇名を数え日本音楽の発展と正しい古典の維持に
つとめ邦楽科の将来が大いに期待されるに至つたにもかかわらず今
回大学設置に際し邦楽の将来性と理論のないとの理由のもとに廃止
されようとしているがこれは文化國家建設のため悲しむべきことで
あり教養ある邦楽人、教育者の養成等のための藝術大学に邦楽科を
設けて十分な教育の行われるようにせられたい。

(右に対する意見)

請願の趣旨は一應もつともな点もありこの種大学の特殊性にかんが
み目下学科講座構成等につき考究中で近く大学設置委員会にはかつ
て適当に措置いたしたい。

昭和二十四年八月二十四日

文部大臣 高瀬莊太郎

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

(タイプ)

(文部科学省高等教育局蔵)

八月二十九日

第四九四號 昭和二十四年八月二十九日

邦楽科の開設延期について

標記について左のとおり文書を以て通知して差支へありませんか。

年 月 日

學 長

文部大臣宛

邦楽科の開設延期について

本年七月十日付で本學音樂學部に邦楽科設置の認可を申請しまし
たがその設置要項は本年九月から開設の豫定で早急の間に作成した関
係上講座の種類、教員の選定等について未熟の嫌いがあつたお考
究の餘地があるので更に適当な案を得るため要項を再検討致したく
學年中途で授業を開始することは、教養科目等授業上の支障もある
ので此際邦楽科の開設は来年度よりとし設置要項は改めて作成の上
再提出致しますから右御承認を願います。

なお再検討の方法は學内に邦楽に造詣のある方々をも含めた委員会
を設け其の意見を参酌して案を練ることを考慮中です。追て右に伴
つて本年七月二十八日付學大四六号で御認可になり、芸術第二四四
号の伺出に対し八月三日付學大四六号で御認可になりました本年九
月から邦楽科學生募集の件はお取消し願います。

(手書き)

(「邦楽科設置について」)

八月三十一日

昭和二十四年八月三十一日起案

承認案

年月日

局長

東京藝術大学長宛

邦楽科の開設延期について

本月二十九日附芸術第四九四号をもって伺出がありました右のことは事情やむを得ないものとして承認せられまし〔た〕から御承知下さい。

(備考)

一、東京芸術大学は邦楽科を本年九月より開設する予定をもつて、本年七月十日付で申請をなし、その学生募集については七月二十八日付でその承認方願□、その承認が行われて居つたが今回講座教員等に更に考究を要する必要があるから邦楽科開設を明年度に延期し且つ過般の学生募集承認取消を願出てきたのでこれを再承認するものである。

(文部科学省高等教育局蔵)

九月十四日

邦楽科設置に関する懇談会 24、9、14(水) 1・30—4・00

出席者 上野学長、加藤学部長、田尾厚補部長、城多補導課長、

颯田、吉田、町田、黒田、河竹、団(途中から)の各氏

学長——邦楽は現在全く白紙状態であるから、どういう風な人が適当か、どんな人なら出てくれるだろうか、責任は持たせぬから、自由に発言して我々の仕事を助けられたい。

加藤〔成之〕——この前六月二日に懇談会をひらいた時は、これという結論は出なかったが、併しその時の御意見をとり入れて、今御手許に差上げてある刷物の様な案をつくった。併しこれは單なる案であるから、これに拘泥せず自由に御討議願いたい。第一にお伺いしたいのは設置すべき学科目について——

黒田〔清〕——第一、第二講座以外のものとはどんなものか。

加藤——長唄、地唄、清元、新内等。

黒田——今迄は長唄科、箏曲科となっていたのですね。

城多〔又兵衛〕——第三には能楽を入れてもいい。

黒田——第一は三味線というもので統一するのか。

城多——第一講座の中に各種のものを包含してもよい。

黒田——三味線は三味線でグループをつくるのですね。

町田〔嘉章〕——従来流派に極限されていたので、広く——というのがこの前の話だった。

颯田〔琴次〕——清元、長唄を全く無視して——

町田——無視でなく抜け出て——

黒田——基礎的なものをやればいい。実習の運用の方法として長唄を出すことはよいが、長唄科ということにするのはいけない。

町田——邦楽科の第一、第二、第三講座の三者を綜合するものがないければ、例えば陸・海・空三軍のごとく勢力争いをする様になる恐れがある。その三者を綜合するものとして邦楽科長という

様なものが必要と思う。

颯田——洋楽に洋楽科長、邦楽に邦楽科長ということになると、却つて対立を助成することになりはせぬか。

町田——私が推薦したいと思つてゐる人にそういつてゐる人がある。

颯田——實際問題として、先生達は技術に熱中していればよい、政治的なことは凡てまかせた方がよいのではないか。そして洋楽と邦楽とを対立的に考えず、一緒にした方がよくはないか。

町田——将来の融合を考えるとそういう参謀本部の如きもの（陸海空三軍を綜合するものとしての）が必要でないかと思うのだ。

城多——主任でなく世話やきがいる。

町田——世話やきでいゝ。

学長——三講座分の予算はあるのか。

大柳〔金光〕——師範科の修業年限の延長の時、定員の増加が認められなかったので、音楽学校が文部省に貸しの形であつたので、邦楽と師範科とで帳消しにして、邦楽の分の予算を芸大に繰込んだ。それ故、邦楽を新設するには新しく予算を貰いたい。予算は新制と旧制と二本立になつてゐるが、融通して使えというので、どうやらやつていつてゐる。

町田——旧音校の生徒は残つてゐるか。

加藤——本科では観世3、宝生3、生田13、山田8、唄5、三6、選科〔では〕観世23、宝生18、生田11、山田13、唄1、三1。從來の教官に来て貰う様交渉中である。

黒田——なぜ能楽と長唄とをおいたかという予算をとる為だった。

颯田——だから一切ネグレクトしてゐゝんだ。

吉田〔幸三郎〕——余り学校の主張がなさすぎる。

黒田——どういう教え方をするか研究する必要がある。

団〔伊能〕——長唄とか清元を全部やめて、根本的な基本的な教則本をつくつて、その過程々に適した人をピックアップしては。

颯田——今迄十何年もやつて来て卒業生に教授助教授になれる人が一人もいないということはどういうことか。

城多——あるけれど、親先生が抑えていて下が動けない。教えた先生のいうことを聞かぬと自分のポストがなくなる。

颯田——こゝが独立して、こゝがよくなればいゝだろう。

町田——世間がついて来ない。

颯田——月給だけで食えますよ。俺は月給だけで食つてゐる。

団——世間がついて来ないというその世間はいゝものか否か。家元などの因縁関係のできぬ、すつと来られる者はいないか。

町田——我々も随分闘つたが駄目だった。敗残の士というところだ。

颯田——こゝで立たなきゃ駄目ですよ。しっかりやれ。

河竹〔繁俊〕——こちらの先生方の給料は余りに少いので驚いた。

颯田——洋楽だつてそういう経済事情は同一だが、併し内職は従だ。ところが、邦楽はこゝが主だという觀念がない。

団——世間で生きてゐるから世間がこわくなる。だから、こゝに安住させないともとの様になつて了う。

黒田——例えばヴァイオリンをやつてゐる者が三味線をやつて之に轉向する様なことになればいゝのだが——

吉田——洋楽の一番高いものを芸大を出る者にきかせたい。

黒田——朗読字は断然おくべきもの。但し洋楽と邦楽と同じでいゝ

か否か。

音響学、音韻学、音声学等々、これ程細分する必要があるだろうか。

日本語の確立にどれだけ音校が寄与するかという問題。

町田——邦楽一般に関する常識を授ける必要がある。

団——能楽を除外したのはいいが、もつと広く雅楽や、佛教音楽を入れるべきだ。

学長——学校はお客商売で、生徒が来なくては駄目。

団——学校は公器であるから、私有化するのはいけない。

颯田——箏も三味線も伴奏楽器だから、邦楽という一つのものにするがよい。

学長——私は前の小宮校長に取りたてて研究所などといわずに、邦楽科として学部に入れておいて、その中で研究所をやれといったのだが、結局学校としての授業よりも研究の方を主にせねばならない訳だね

黒田——もつと大事な邦楽を五線譜にとることなどが行われていない。ソルボンヌで兼常君が音響の波でとったことがあるが、そういうことを大いにやる必要がある。

颯田——三宅〔延齡〕など、三度歌って三度ともちがうので、それが本当ですかときいたら、皆本当ですという。根本問題がちがつている。

黒田——どうしても研究所式で行かねばならぬ。

河竹——器楽、声楽云々とわけて了って、夫々の分科の中で洋楽と一緒に邦楽をやらせて見たら、「保存」に対して新生面をきりひ

らく面を期待することができよう。

黒田——作曲は邦洋一つでいい。洋楽の人が邦楽を理解していれば、ユニクなものが出るだろう。

メーソンは日本の子守唄を研究し、それと古代のものとで雲に聳ゆる高千穂のをつくった——

颯田——バッタフライをきいて日本の作曲家は変な気がしないのだろうか。

河竹——名前はそうしないで運営は研究所的なものにするがよい。

黒田——三味線の先生が問題。

颯田——この卒業生の中から極力物色して、かんで含めて、日本の邦楽の将来のために犠牲になれといつてみよ。人物が確実だったら少し位下手でもいい。

加藤——能楽を入れるかどうかの問題は？

町田——入れる必要はない。

団——能楽が音楽を目的としてできているか否かは検討を要する。

吉田——入れぬというとうるさいから懸案にしておけ。

加藤——では卒業生をとりあげることがきまりましたね。

〔中略〕

城多——相当に優遇すれば若いのは来ると思う。併し能は駄目だ。道具を持っていないから、家元を離れたら何もできない。

学長——生徒はどんな大家を連れて来ても自分の流派でなければ満足しない。

団——洋楽の方に新邦楽をつくることに協力してもらうことは如何。城多——昭和十五年頃一通りやらせた。洋楽の素質をもつてやれば

邦楽は非常に覚え易い。

黒田——洋楽の素養のある人なら新曲でもできるが、従来の邦楽の人にはそれができない。

吉田——考えるべき題目を出して貰いたい。推薦するということは全く難しい。

城多——山田流でいゝ人物はないか。

加藤——上原さんは？

町田——二代目上原で家元組織でやっている人だから駄目。

颯田——クロイツァでも誰でも構わない。要は「音楽」そのものを教わればいゝのだ。

〔手書き〕

〔昭和二十二―二十八年 教授會議事録 その(一) 教務課〕

昭和二十五年

二月二十四日

小委員會意見

(昭、二五、二、二四)

一、邦楽科の性格を明白にしてほしい(町田委員よりの説明一応了解)

(註)旧来の邦楽を維持するのか、維持するが新しい音楽を生み出すのか、町田委員よりの説明で後者と了解

一、次の講座を設定することが望ましい。

A 一般教養科目

人文科学系に「文化史」を加える。

語学に「東洋語」を加える。

B 専門講座

「邦楽概論」を加える。その内容は特に近世日本音楽の音楽的組織と楽器に関する説明を含む。

(註)楽器学があるがこれは西洋のものと思う。)

「日本歌謡史」を加える。

「日本民謡」を加える。内容は特に音楽的方面よりの研究をする。

(註)一応歌謡史に入るが音楽方面から研究する)

「日本藝能史」を加える。内容は姉妹藝術に関する研究を含む。

「合唱」を加える。西洋音楽の合唱の実技。

(註)西洋のコーラスに加はる。)

「弦楽器、打楽器、管楽器」も希望のものには修得できるようにする(西洋音楽の楽器)

(註)選択としてよろしい。)

「東洋音楽史」という講座は「音楽史」と改め西洋東洋及び日本の音楽史に亘るものとする。

(註)二本立てとするに及ばない。)

「音楽理論」という講座の内容を明かにしてほしい。希望としては「和声楽、対位法、楽式論、管弦楽法」を含み、楽式論には作曲の実習も附随させる。

(註)別に作曲の講座はいらない。)

「音楽美学」という講座は「芸術学」とどう関係するかを明かにしてほしい。

(註)洋楽の方には藝術学があるが邦楽にはない)

特殊講座には第三講座として三味線、箏曲以外の邦楽に関する

講座を開設してほしい。

(註)すぐではなくいゝか考慮すること。)

一、邦楽科の講座種類に書かれてある文章を次のように改めてほしい。

三味線に関係ある音楽の「研究及び」実技実習。箏曲も同じ。

一、完成年度における職員組織定員表を提出してほしい。

(概評)

邦楽に関する学的研究を含む必要がある。

一、楽器の種類数。

一、教室のこと。

(邦楽科増設申請書 昭和二十五年三月)

(手書き)

三月十四日

校管第八十二號の九

昭和二十五年三月十四日

文部事務次官

伊藤日出登印

東京藝術大學學科増設申請者

東京藝術大學 長殿

大學學科増設について

昭和二十四年九月十日付で申請のありました大學學科増設のことは、大學設置審議会に協議しましたところ、次のように増設してさしつかえないことになりましたので、その運営ならびに増設条件の履行については遺漏のないよう、お取り計らい願います。

記

1. 所在地 東京都台東区上野公園内

2. 増設學科 音樂學部 邦楽科

3. 修業年限 四年

4. 開設學年 第一學年

5. 開設時期 昭和二十五年

6. 増設條件

邦楽の研究および教授に適當な教室設備を擴充整備すること。

なお、以上の事項については、大學設置審議会の答申もあり、その實施につき報告を徴し、また必要のある場合には、實施視察をすることもある。教員組織については、その充實するまでは、同審議会に協議しなければならない。

(タイプ・横組)

(邦楽科増設申請書 昭和二十五年三月)

(日付なし)

邦楽科設置要項

東京藝術大學音樂學部

邦楽科設置要項

一、邦楽科設置の趣旨

日本古來の音樂を研究教授すると共に新邦楽を創造するにある。

二、邦楽科に於ける講座

第一講座 三味線に関係ある音樂の教授

第二講座 箏曲に関係ある音樂の教授

特種講座 三味線及び箏曲以外の邦楽に關係ある音樂の教授研究
(次年度以降開設計畫の予定)

三、邦樂科定員

毎年入學學生定員 一〇人 完成年度定員 四〇人

(完成年度まで定員を増員する予定)

◎参考 現在の音樂學部各學科及びその定員

作曲科	入學學生定員	一〇人	完成年度定員	四〇人
聲樂科		五〇人		二〇〇人
器樂科		四〇人		一六〇人
指揮科		二人		八人
樂理科		二〇人		八〇人
計		一二三人		四八八人

四、邦樂科關係教員

判定	職名	兼任 の別担	擔当 又は講 座	毎週 授業 負擔	最終 卒業 學部 學科 名	學位 稱号	著書 及論文 數	教職 資格 審査 判定 年月 日	採用 予定 年月 日	月 本 額 給	國 籍	性 別	
教授	専任	三味線	八時間	本郷 富士 前小 学校				昭和 二一、 九、一	昭和 二五、 四、一		東京 都	男	山田 抄太 郎
教授	専任	三味線		本所 高等 小學校			著五						中能 島欣 一
講師	〃	箏曲 (山田 流)	〃	小學校 中退			著四						宮城 道雄
講師	〃	三味線 (唄)	〃	東京音 樂學校 (邦)				手 續中			大阪 市		西垣 勇藏
講師	〃	三味線 (三味 線)	〃	〃							東京 都		菊岡 忍
講師	兼任	三味線 (三味 子線)	四時間	芝桜川 小學校									昭三、 一、二
判定済	〃	音聲 樂	二時間	東大医 學藥學		医博	論一	昭和 二一、 七、二 七	〃				若林 市太 郎
〃	〃	朗讀 法	〃	東大文 學國文		文	三三二	昭和 二四、 四、	〃		静岡 岡		颯田 琴次
								(交渉 中)	〃				明一、 九、七、 二四
													高田 瑞穂
													明四、 三、五、 一三

五、邦樂科の科目又は講座及びその履修方法

學 科	科 目 又 は 講 座	單 位 修	選 擇 單 位	備 考
邦樂科	一般教養科目 人文科學關係	四	四	一、一般教養科目については三つの系列に亘って夫々二科目以上合計九科目以上（英語十二單位を含む）を履修し合計三十六單位以上取得する
哲 學	倫 理 學	四	四	二、英語は一年から年四單位宛逐年取得する
心 理 學	文 學	四	四	三、歷史學には文化史を含む
國 文 學	佛 語	二	二	四、外國語は英語、佛語、独語、伊語、ロシヤ語及び東洋語（中華民國語、インドネシヤ語）とする
獨 語	伊 語	二	二	
伊 語	ロシヤ語	二	二	
社會科學關係	法 學	四	四	（編集部注 備考「四」は、あとから書き加えられたもの。また「科目又は講座」欄中 英語

基礎科目	専門講座 小計	地学	生物	力学	数学	自然科学関係	人類学	考古学	歴史学	教育学	社会学	経済学	
		四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	
二、音楽理論は年四單位宛二年	一、ピアノは年二單位宛逐年取得する	からロシア語にかけて／＼が付けられ、まとめて「外国語」と書き込まれている）											

判定済	判定済			判定済	
〃	教授	〃	〃	〃	〃
兼任	兼任	専任	兼任	専任	〃
合唱	日本芸能史	邦楽概論 日本歌謡史 日本民謡史	東洋言語 マレー語	音楽響学	音韻学
〃	二時間	六時間	二時間 〃	四時間	〃
東音、声楽	東大文学、美学	東美図案		東大理論物理	京大文学部
				理	文
論著六一	著二	著六		論著二六九	四
昭和二一、七、二七	昭和二一、九、一	昭和二四、一〇、四		昭和二一、三、一二	昭和二三、四、一八
〃	〃	(交渉中) 〃		(交渉中) 〃	(交渉中) 〃
三重	〃	東京		東京	長野
		〃	〃	〃	〃
明三七、三、三〇	城多又兵衛	町田嘉章	未定二名	田辺尚雄	五味保義
	加藤成之	明二一、六、八		明一六、八、一六	明三四、八、三一
	明二六、九、六				

(標 本)

(圖書)

(教 室)

[illegible]

樂譜	雅樂	一一九	書籍	能樂	六九三
〃	三味線	八五	〃	長唄、箏	一、三八五
〃	箏	一六七	演劇		六九七
樂譜小計	三七一		書籍小計		三、五五五
書籍	雅樂	七八〇	計		三、九二六

二室	六坪	二十四室	九坪
五室	六坪	二十五室	九坪
十四室	六坪	二十八室	六坪
十六室	六坪	能樂堂	三十坪
十七室	六坪		
十八室	八坪	計	九十二坪

神田分教場（十室）

計	三十二室 三十一室	八坪五合 五坪(疊)
		十三坪五合

四月

区 分	室数	坪	数	單 價	金 額	備 考
邦樂科教室						
教 室	四	二二坪	五〇〇			六坪二五〇〇〇 二二室
合奏教室	一	三二	〇〇〇			
実習室	四	二〇	〇〇〇			五坪〇〇〇 四室
物 置	一	三	七五〇			
階廊		一三	七五〇			
合 計		九二	〇〇〇	二〇〇〇円	一八九〇〇〇円	

〔謄写版・手書き〕『邦樂科増設申請書 昭和二十五年三月〕

八、新營邦樂科專用教室の調書（文部省に目下申請中）

(器具樂器類)

	能	能	能	俗	三
	小	大	太	味	
	鼓	鼓	鼓	線	
	五	六	八	五 三	一 三 二
計	長 唄 大 鼓	長 唄 太 鼓	長 唄 小 鼓		
二 一 六	三	三	五		

(標 本)

胡	篠	一	尺	劇場囃(子)方用樂器	明樂器
弓	笛	節切	八		
三	七	二	八	三三	二二
清樂器	箏譜面台	三味線撥	尺八樂譜台	見	計
二九	二七	四	一	一七	一九四

昭和二十五年四月、邦楽科カリキュラムが記載される。第二章第一節「音楽学部カリキュラム」を参照されたい。

二 学外関係資料

昭和二十一年

二月

座談會

音楽學校の革新

出席者 青砥道雄 井上武士

藺田誠一 野村光一

司会者 清水 脩

〔前略〕

邦楽科は廢止せよ

清水 邦楽科は乗杉校長が設けたのですが邦楽科の生徒達は何等の權威も與へられてゐない。結局家元の出店にすぎない實情です。私は純粹の邦楽研究機關といふものにしてしまつたほうがいいといふふうに考へてをります……

青砥 上野の音楽學校の邦楽科こそ分離していいと思ふ。西洋音楽と邦楽とはどうもマツチしないと思ふのです。家元制度を打破するために邦楽科を設けたのか、日本音楽と西洋音楽を交流させて新たなものを作ることが目的か、それがはっきりしてゐない。

青砥 ママ 洋樂の人の多くは日本の音楽を知らない。それを知らせる

ために、日本の音楽を探り入れるといふことは必要だ。さういふ意味で、日本音楽のいい演奏を聴かしたり、文化史を研究することは必要だと思ふ。

藺田 乗杉校長が新設したのは、邦楽には學校として教へるところがなかつたから、西洋音楽と並んでつくつていきたいといふのが目的だつたのでせう。

野村 日本音楽は家元制度を壊したら、それ自體が潰れちやふです。それほど弱いものですね。あすこの生徒であるに拘らず、家元からお許しを得ようとするなら、その家元に行つてお金を拂はなければ駄目だといふのです。

藺田 官立といふ制度をかりて家元の教習所が上野にできたやうなものです。

野村 聞くところによると、家元は最初の間は来る。位勲等がつくと學校に來なくなるといふことなんです。學校へ來るのは位階勲等を貰ふためなんです。

青砥 音楽學校には勲一等ばかり狙ふ人がゐちや困りますね。

〔音楽芸術〕昭和二十一年二月号 六頁

二月

時評

音楽學校改革論

〔略〕

六 邦楽科併置を排す

元來、音楽學校は洋樂を主體として創立せられたものであつたが、